

第8日目(12月22日)

議長(駒形正博君) 延会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は43名であります。これから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 なお、関進君、井口助役、葬儀のため欠席、高野都市計画課長、公務出張のため午後2時まで欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。本日の日程は配付のとおりといたします。日程第1、一般質問を続けます。質問順位19番・関忠良君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 おはようございます。昨日の関議員の質問にお答え申し上げます。

1. 新市建設計画について

まず第1点の新市建設計画についてであります。この平成16年度における三位一体改革の影響額。これは約7億7,000万円でありました。さらに地震により甚大な被害がありまして、これはご報告申し上げたとおりであります。平成17年度国家予算、これは昨日ですか財務省原案が内示されまして、地方交付税については16兆9,000億円ですか、本年度より若干上積みになったということです。これは成果があったということでありまして、三位一体改革の具体化ということが非常に強く掲げられておりまして、補助金の一般財源、交付税は今申し上げたとおりでありますけれども、これは大幅な減額ではなくて若干増額をしたということで、ほっとしているところであります。補助金の一般財源化の影響についてはまだちょっと良くわかりません。

こうした中で本市におきましては、今、来年度予算の要求が行われている状況であります。まだすべての取りまとめが終わったということではありませんけれども、前々から申し上げておりますように、前年度当初、2町の財源不足は6億円であったということです。これは基金の取崩し等に対応したということでありまして、17年度につきましてはさらにこの額が膨れるということでありまして、固定資産税の旧六日町分の減額、これによる影響額が約2億円ということでありまして、この辺が非常に大きい。それから両町が合併をした際に、市民サービスへの負担分は低い方をとっており、そういう部分でやっておりますので、この影響額が約2億円出るかという概略の試算であります。そういうことでまだ最終的に不足する額がどの程度になるのかということは、今のところまだちょっとつかめておりません。ですのできちんとしたお答えができませんけれども、ただ合併調整の中で、「サービスは高く、負担は低く」こういう方針で調整を行って参りましたので、17年度中においては基本的にサービスの低下を招かない予算を編成しなければならない。これはそういうふうにとりたいと思っております。具体的な内容につきましては、今ほど申し上げましたように、まだ要求を取りまとめている段階でありますので、今ここでお答えできませんけれども、3月の定例議会の予算審議の際にはまた細かくご説明申し上げようと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

昨日ちょっとありましたが、合併によって「期待しているのは職員の減員だけだ」なんて

いう話もありました。けれどもそうではなくて、やはり市民の期待というものは、そういう部分もありますが、「新しい市になってどういう形で飛躍ができるのだ」こういう期待感が非常に大きいものだと思っております。当面は総合計画の代わりといいますが、新市建設計画の中から抜粋をしながら、予算化をしていかなければならないと思っておりますけれども、これは財源が、もとなければなかなか具体化もできないということでもあります。極力行財政運営の効率化を図りながら、市民の皆さん方の期待に応えていこうという思いでありますので、よろしくお願いいたします。

ただこれは本当に流動的でありまして、確実にそういうことがやれる、やれない・・・地方交付税についても、総枠はああいう形で確保はされ、若干増額ということではあります、ではその配分がどうなるかというこれも、まだはっきりわかったところではございません。ですので、「もしも」という議員がおっしゃったような状況が生じた場合は、これはもう当然議会の皆さん方にご報告申し上げ、相談を申し上げていくつもりであります。いずれにいたしましても、なかなか大風呂敷を広げるような段階には至っていない。財政的には非常に厳しいということは、これは合併したから特別財政的に豊かになるという、そういう期待はしておりませんでしたので。そういうことで厳しいことは厳しいわけですが、市民の皆様方の期待に応えられるような、財政運営をしながらやっていかなければならないということでもありますので、よろしくお願いいたします。

## 2．中越地震被害調査について

2番目、一般住宅の被害の実態調査ということがありますが、これは各行政区長を通じて全戸配布による被害調査をしていただきました。そして市の税務課職員が調査を行い、12月13日に一応調査を終了いたしました。その後も調査依頼があれば状況を聞いた上で調査を行っております。この調査に基づき、り災証明の発行や各種災害支援を今実施をしているところであります。これも初日に申し上げましたけれども、さらに12月15日に義援金配分についての文書を全戸配布し、被害を受けた該当者の方には届け出をしてもらうようお願いしてあるところであります。農地につきましても農業委員会による管内農地の被害状況の調査、及び関係土地改良区や各行政区から被害状況報告を受けて、被害状況を取りまとめているところでありまして、ほとんど漏れはないというふうに私は感じております。

この被害状況、特に農地の小規模部分でありまして、これはまた取りまとめができ次第、土地改良区や関係機関と連携しながら、今の激甚災害に適用されない小規模部分についても市と土地改良区で若干の負担をし、受益者の皆さん方からもまた当然ご負担をいただくわけですが、災害普及をきちんと行っていきたいというふうに考えております。

そういうことで、これからの申し込みがあれば行きますが、ほぼ網羅したという考え方がありますので、また一般住宅や個人農地について改めて全戸・一筆ごとの調査ということは、一応考えていないというところでありますのでご理解いただきたいと思います。

## 3．り災証明の発行と市としての支援について

支援制度、これはご承知のように国・県の部分、市の部分、それから義援金、これらで行

っていこうということでありますので、これ以上の支援的な部分がどこに求められるかというのが、私はちょっと状況としてよくわかりません。ですので具体的なこの家がこうだとか、この個人がこうだとかそういう部分があれば、それはまたそれとして検討いたしますけれども、全般的にわたっての支援制度、あるいは保障制度的な部分を、これ以上ないというところだというふうに認識をしておりますので、どうかそういう具体的な例がございましたら、またお知らせをいただければありがたいと思っております。

税の減免は法律の趣旨に即した適用が必要でありますので、この減免の範囲を市が独自で広げるか、これはなかなか積極的になれるという立場ではありませんのでご理解をいただきたいと思っております。融資制度等についてはご承知のとおりだと思いますので特別申し上げます。

#### 4．米の生産調整、地域間調整について

次に米の生産調整、地域間調整の問題であります。議員おっしゃったように1,500ヘクタール部分が作付不能かと言われておりますけれども、これは県と被災地を抱えるJAが調査を行って、こういう数字を出したわけではありますが、それぞれの被災地の皆さん方の心情に配慮をして、どの市町村でどうだということは公開をしております。これも私共は震災を受けた直後からそういう心配もしております、ただ言葉は悪いですが、火事場泥棒的なことはやっぱりやってはいけなと、そういうこともありまして静観を今はしているところであります。県及びJA等については、内々そういう調整を行っているようでありますので、いずれは数字がはっきり出てくるとは思いますけれども、これについては直接的に私どもの方から、「このくらいうちの方に回してくれ」とかという要望は特に行いません。行いませんが、いろいろの配慮的な部分もあろうかと思っておりますので、それを待っているというところであります。

来年の生産調整の数字についてはご存じかと思っておりますけれども、新潟米の販売実績が堅調であったということから新潟県では5,490トン、0.9パーセントですけれども増加という部分は示されております。基本的な考え方につきましては、私はいつも申し上げておりますけれども、この市内の田んぼ、いわゆる水田にすべて作付けができるような方向を目指して、またこれからも一生懸命取り組んでいきたいと考えております。なおこの増加分による南魚沼市への割り当て数量の増加は2～3パーセント増というふうに予測を立てております。

#### 5．憲法改定への動きと市長としての見解は

次に憲法改定の問題ですが、今の憲法が、別に私は悪いとも思っておりませんし、ただ永遠不滅のものでもないだろうと。やはり憲法といえどもその時々国際情勢も含めた状況の中で、変えられる部分は変えていくという、それはもう当たり前のことだと思っております。憲法ができたこれが金科玉条で、将来ずっと変える必要がないんだ、ということではないと。やはり社会情勢による中で、変えられる部分は変えていくということは、これは私は否定をしません、今、この憲法を改訂する必要があるかどうかということについては、特別私の立場では、改訂をする必要が特に生じたというふうには考えておりません。しかし

ながら国、国会議員の皆さん方の考えるところとはまた違うかも知れません。それぞれの党で、改憲、加憲、創憲とかいろいろ言葉がありましたけれども、そういう調査をして、そういう議論をするということは、私はいいことだと思っております。それが成立するしないなんてのは、私はまだ分かりませんが、おおいにそういう議論が巻き起こる、それはいいことだと思っております。憲法についてもう触れることができない、議論をすることができないという状況は、やはり作るべきではないという考え方です。

おたずねの9条あるいは前文でありますけれども、今の国際情勢の中から見れば、別に軍隊を派遣したり、戦争を扇動したりということは絶対あり得ないことだと思っておりますが、ちょっと状況的に私の見解と言われても、今自分としての考え方がごくまとまっております。こういう状況の中で全く軍隊を持たないで、本当に自分の国が守れるのかとそういう危惧もやはりあります。特に北朝鮮等の行動を見れば、非常に脅し文句だとは思ってもですね、経済制裁をすれば物理的なそういうことをやるという部分を聞きますと、これはやはり国民の生命財産を守るために、そういう部分はきちんとあってもいい。集団的自衛権も、やはり国際社会の中の一員ということになれば、日本だけがそれを行使しえないということでは、いけない部分もあるかという、そういう気持ちもしておりますが、じゃあすぐ軍隊を作って、どこの国へでも戦争に行っているのだからに、積極的に賛成、賛成なんていう立場もできませんけれども。この件については、私もよくこれから勉強をさせていただきたいと思っております。

この憲法改訂が、私達の市にどういう影響を及ぼすかということでもありますけれども、これはまったくわからないところであります。憲法改訂によって地方自治法等がどういうふうになるのか、これもよく分かりませんので、現在のところ影響がそうあるとは思っておりませんが、これについても明確な答えをここで申し上げることができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。憲法改定についてはちょっと煮え切らない態度ではありますが、あまり勉強していなかったということに免じて、お許しをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

関 忠良君 再度質問させていただきます。

#### 1. 新市建設計画について

まず第1番の問題でありますけれども、非常に細かく三位一体の改革についての分析を、改めて知らせていただいて、私も勉強になりました。ただ昨日の新聞でも、大蔵原案が出されましたように、国庫補助金というのは、今年は4,000億円一般財源化が不明だったわけですし、さらに来年度の大蔵原案でもこの補助金の削減が、1兆7,200億円。そして税源移譲が1兆1,160億円という6,000億円のマイナス。これがどういう形で交付税の特例措置として還元されるというのは不明になっているわけです。したがって、こういうのが税収の少ない市町村にかなりの影響が2年にわたって連続で出てくる、ということは間違いないと私は考えるわけでありまして。そういう点が、今後の新しい市の建設計画に、かなりの危機的な要素を持ってくるのではないかというふうに危惧しているわけでありまして。

さらに私が確認したいことは、この合併特例法に基づいたいろいろな措置、例えばこれは4町前提で示された額でありますけれども、特例債が333.9億円。あるいは基金が28.5億円、交付金とかそれぞれまたさらに県の支援措置とか地域づくり資金、こういうものを合わせますと400億円を超える国・県の支援があるという前提の下に、建設計画ならびにそういったものが論議され、つくりあげられたということであります。昨日の論議にもありましたけれども、この建設計画は今のところでは280億円以上計画されたわけです。けれどもはたして、昨日の論議にありましたように、温泉計画とかセンターとかそういったことを含めて、本当に一般市民のサービスを低下させないで、そういう大きな投資事業ができるのかどうなのか。これは改めて市民の皆さんからも議論の分かれるところではないかというふうに考えるわけであります。その点について市長の見解をまず求めたいと思います。

## 2. 中越地震被害調査について

それから被害調査でございますけれども、全戸を対象に調査をして、そして漏れなくいろいろな手立てをするということでございます。そういう点では大変良いお答えをいただきましたが、実際問題として、例えば農地ですけれども、大和町地区を見ましても、液状化現象による農地の被害が非常に広範囲に広がっているわけです。これは九日町、今町それから鰯島、海士ケ島、五箇地区。多岐にわたっています。これは個人農地ですのでおそらくいわゆる災害支援の対象外になってしまうのではないかと私は危惧しますけれども、それと合わせて山間地である後山では、私が個人的に聞くところによると、農地の2割が何らかの形で被害を受けているということです。そういう点も含めて市としても、きめ細かなご指導、援助をお願いしたいと思うわけであります。

特に阪神淡路と違い、今回の地震の特徴は都市型直下型と違って、中山間地でしかも豪雪地で高齢者の比率が非常に高い地域で起こったと。面的には阪神淡路と比較にならないほど広い範囲で被害が起こっているわけでありまして。そういう点で阪神淡路では10年の復興計画を立てて、やっと来年の1月17日で10年になるわけですがけれども、まだまだ復興が終わっていない。個人の被災された皆さんの、いわゆる借金は1兆6,000億円に上って、そしてその返済が非常に滞っている。まさに地震被害というのは終わったのではなくて、これから戦いが始まるのだという観点で、市としてもちょうど市の建設計画が10年ですので、この復興もそういう長期的な視野でもって、捉えていかなければならないのではないかと、私は考えて市長の見解を求めるわけであります。

## 4. 米の生産調整、地域間調整について

3番目の地域間調整、これは特に要求競争はしないというご発言でございましたけれども、私は被災地にそういう具体的な数字を要求することはおかしいことですが、県との協議の中では魚沼の山間地が被害があるのですから、その被害を魚沼地域の中で、地域間調整の比重をなるべく高めていただきたい。このことは今後の協議の中で、私は是非とも要求していただきたいというふうに思います。それと同時に私達は2年続きの不作でありながら、米価はどんどん引き下がっている、今のこの米政策。その中で農家の意欲をどう高めて

いくかということが、この中山間の大きな産業支援の……。例えば被害額、物理的にそうしても、皆元気よく、スキー産業や農業に励まれる体制を作らなければ、本当の復興とはいえないというふうに考えておりますので、特段のご配慮をお願いしたいと思うわけでありませ

#### 5. 憲法改定への動きと市長としての見解は

最後になりますけれども、憲法の問題ですけれども、「憲法は不滅なものではない」とそのとおりであります。私は今後永劫末代憲法には触れてはならないなどは、ひとつも考えてはおりません。しかしですね、私が市長に見解を求めたのは、あの第2次世界大戦を受けて、戦後荒廃の中で再び戦争はやらないという中で、ポツダム宣言を受けて、あるいは国連憲章の精神を受けて、本当に国民の大きな戦争の反省の上に立って作り上げた、その精神が今、根本的な問題が今、解釈の中で、60年間も解釈関係の中で武力を持たない、戦争をしないという憲法が厳然としてありながら、現実にはイラクに自衛隊が武器を持って派遣されている。しかもそれが憲法上からも合法化しようという形で今、論議がなされている。ここに私は非常に危惧をするわけでありませ

私は戦争体験者ではありませんが、終戦の4月に小学校に入学しました。そして8月過ぎから先生に教科書の「ここからここまで墨を塗りなさい」。結果的に教科書が真っ黒になったことを覚えています。それから21年、22年、確か22年はまだ教科書がなかったと思います。しかも先生が薄い帳面の1面は白いけれども、裏はザラザラの穴が開いたような紙に、ガリ版で印刷して、そしてその小冊子が教科書だったのです。こんな立派な「新しい憲法」なんていう教科書はなかった。しかしそういう中で勉強すらできなかった、けれども私は学校が非常に楽しかった。なぜかというのですね、申し訳ないのですが本当に個人的な話をここで繰り返しますけれども、登校拒否どころか、小学校でさえ農作業の手伝いに労働力としていつも期待されていて、学校こそが開放の場であった。こういう中で私はすごした経験を今振り返っています。私の親父は29歳で戦争で亡くなりました。20年2月です。あと半年足らずで生きて帰ってこれた。そういう体験の中から私は個人的な感情を含めて、再びそういうことに国が手を貸すようなことをしてはならないという立場で、これからも特に今財政的に非常に苦しい中で、軍拡路線をとりながら新しい街づくりはありえない。しかもその方向がアジアの皆さんに非常に大きな危惧と反発を買っている。このことを踏まえると、新市の10年計画を立てる上に立っても、私はこの精神を新市の計画の中にも貫いていただきたい。このことを強く要望して質問を終わります。

市長 質問にお答えいたします。

#### 1. 新市建設計画について

1点目の国庫補助金を削減して税財源で地方に移譲する、ということでありませ。不足額が当然出ておりますが、税収が都会に偏るような部分が今、当然あります。ですから、その税収部分だけで、ということになりますと、地方は非常に厳しい、苦しい立場になるわけですけれども、そこに調整機能が交付税としてあるわけでありませ。この国庫補助金の削減に

よってその財源化がみんな地方に負担を転嫁される、ということにだけはならないように、一生懸命それぞれの関係機関に働きかけをしていきたいと思っております。もしそういうことになれば、これは地方の一揆でも何でもやらなければならない、そういうつもりでありますので、よろしく願い申し上げます。

## 2．中越地震被害調査について・3．り災証明の発行と市としての支援について

農地被害についてであります。私も一例を申し上げますと、15、16と辻又・後山の集落に夜、市政懇談会ということで行ってまいりました。すべて要望も聞きながら特に農地災害のことでありますけれども、全部ご要望のあったものは聞きうけて調査をしたところすべて該当している。該当してるいというか小規模災害にも該当しない、今おっしゃった部分です。これは全部調査済みであります。土地改良区あるいは農業委員会そして市の農林課、これらがすべて調査をして、市と土地改良区である程度の費用を補助をして、個人でやっていただくと、こういう部分については、私はもう漏れがないというふうに自分では考えておりますが、具体的な例がありましたらそれをお知らせください。すぐ調査に入りまして、その市で単独でやる事業の中に組み込みますので、どうかそれは一つよろしく願います。

## 4．米の生産調整、地域間調整について

地域間調整ですが、当然私も県の上村技官にもその点については申し入れをしてございます。「私共のところは、ほとんど被害がそういう面でなかったので、いくらでも引き受け可能ですからよろしく願います」ということは申し上げてございます。ですので具体的に声を高らかにして「俺らとこによこせ」なんていう運動はしません、ということでありますのでご理解いただきたいと思えます。

## 5．憲法改定への動きと市長としての見解は

憲法部分については、関さんの心情もよく理解いたしております。私は戦争経験がありませんし、戦争を見たこともないわけで戦後の生まれですが、私も母の兄、私にとっては伯父ですけれども20歳だか21歳で中国の南市というところでやはり戦死をしております。これが19年だか20年であります。そういう経験といいますか、そのような部分は共有しているわけであります。戦争が起こっていいなんてことはひとつも考えておりませんし、戦争に手を貸すようなことは現に慎んでもらわないと思えますが、先ほど申し上げましたように国際情勢の中では、色々のやっぱり動きもありまして、日本が一国だけがこうだという部分が通用しない部分もあります。その辺は一応考えていかなければならない問題だと思えます。軍隊でもってどんどん戦争しろなんという考え方はまったくございませんのでご理解いただきたいと思っております。以上であります。

関 忠良君 終わります。

議 長 以上で24番・関忠良君の質問を終わります。

質問者並びに答弁者をお願い申し上げますが、簡潔明快な質問、答弁を願います。

質問順位20番、議席番号14番・笠原喜一郎君の質問を許します。

笠原喜一郎君 おはようございます。通告にしたがいまして2点ほど質問をさせていた

だきますけれども、その前に今回の新潟県中越大震災に際しまして亡くなられた方々に対して、お悔やみを申し上げるとともに、被災をされた皆さん方にお見舞いを申し上げさせていただきます。

私は自分なりにまちづくりに対しては、4つの柱を掲げておるものであります。

1点はそこで生活をするということは、1番にやはり生活の糧、それが確保されていなければならないというふうに思っております。産業、農業であり商業工業そして観光等であると思っています。

2点目は生まれてから亡くなるまで、いろんな病気になったり、あるいは経済的な部分があったりしたそういう部分を安全・安心に過ごすことができるそういう町でなければならないと、いうふうに思っております。

そして3点目は、その町が地域が発達・発展をする部分は、人にかかっているだろうということで、家庭教育、幼児教育、社会教育、学校教育そういう教育を私は大事にしていきたいと。

働く場所があるし、安全がある。そして今言われたように教育があると。しかしその自分が生きている人生を幅広くそして豊かに過ごすためには、私は文化芸術スポーツ等が必要であらうと。

この4点が私の掲げるまちづくりの柱であります。今回はそのうちの1つの安全・安心ということをテーマに2点ほど質問をさせていただきます。

#### 1．新潟県中越大震災の教訓をどう生かすか

一番目は新潟県中越大震災の教訓をどう生かすかということでありまして。今回の地震はまさに想定をした以上の、本当に思いがけないほどの大きな災害であったろうと思っています。その中で一番こたえたものはなんであったか。私はやっぱり通信手段が途絶えたことだろうと思っています。停電は確かに大きな不安をもたらしましたが、車のライト、あるいは懐中電灯、あるいは口ウソク等で対応できました。けれども自分たちがここで今受けた震災がどれだけの被害をもたらしたのか。あるいは自分たちの家族やあるいは周りの人達がどういう状況に置かれているのか。あるいは対策本部からの指令それらが全く途絶えてしまったわけでありまして。テレビも停電によって見るができなかった。唯一情報として我々が得ることができたのが、車のラジオでありそして消防無線ではなかったかなというふうに思っています。今回の大震災という貴重な体験をされた中で、防災計画の見直しが議論をされていますし、また取り組むというふうに市長も述べているわけでありましてけれども、この通信手段・情報伝達、この部分についてどう取り組みをしようとしているのかお聞きをいたします。また、先日の答弁の中に、消防署の中で17年度あるいは16年度に繰り上げてその部分について取り組みをしたいという答弁がありましたけれども、具体的にどういうことを指されているのかお聞きをいたします。

#### 2．基幹病院建設計画の進捗状況について

2点目は基幹病院建設計画進捗状況ということでお聞きをいたします。新潟県の前平山知

事は、この基幹病院に積極的に取り組んでいただきました。そして色々と建設位置が議論をされてきましたけれども、「私の任期中に何とか建設位置だけは決めて退任をしたい」という意向を示していたと私は理解をしております。しかし、残念ながらこの在職中に建設位置を決定することができませんでした。しかも今回の知事選挙の中で、5名の方が立候補したと思いますけれども、その方々が掲げたものは第1に県の財政再建であります。そしてその財政結果が出た中で起きたのが、中越大震災であります。7.13水害、そして中越大震災による災害復旧、これらは何にもまして真っ先に取り組まなければならない事業であります。ましてこの基幹病院の建設位置をこの南魚沼市と争った中魚の十日町病院は、入院病棟が使えなくなりました。入院患者を一時避難させるほどの大きな被害が出た。その病院については今、中魚沼6市町村の中では12月1日から署名を集めております。早期改築であります。そしてその建設場所においては、我々がこの地元が用地を確保して県に無償で提供すると、そういう動きも見られているわけでありまして。そうした中でこの基幹病院の建設というのが、私はもう当初予定をされていた19年度建設という部分については、無理かなあというふうに思っているわけでありまして。そういう意味でこの建設計画の進捗状況、それをお伺いをいたします。以上2点よろしくお願いいいたします。

議長 笠原喜一郎君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 笠原議員の質問にお答えいたします。

#### 1.新潟県中越大震災の教訓をどう生かすか

この中越大震災の教訓、確かに私共も一番こたえたのが通信手段の遮断でありまして、これはほんとに早急に今整備をしなければならないというふうに感じております。昨日おととの一般質問の際にもご答弁申し上げましたが、17年度の予算の中でこの防災行政無線、あるいは衛星電話、それからこの庁舎の緊急電源、それらをすべて整備をしていきたいと考えております。それからラジオは本当に携帯ラジオも車のラジオも、すべて機能したわけでありまして、このラジオの重要性も十分認識をいたしまして、これも昨日のご質問だったでしょうか、割り込み放送ができるとかですね、エフエム雪国さん、あるいはやっぱり後半にはNHKや民間の他のラジオ局等にもいろいろ話をかけまして、それはどうなるかわかりません。FMさんはもう「協力体制を築いていこう」ということになっておりますので、その辺も含めながら二度とこういう事態に陥らないような体制を、整備をしていこうと思っております。今、具体的な防災行政無線ですとか、衛星電話の方は、具体的にそろそろ担当の方では詰めに入ってきているというところであります。17年度予算の際に、また申し上げますけれども、どういう方法が一番いいのか。それらも含めて今、担当で検討を始めたところでありますので、またよろしくお願ひ申し上げます。

#### 2.基幹病院建設計画の進捗状況について

基幹病院の建設の進捗状況であります。議員おっしゃったとおりでありまして、私共も10月には建設位置も含めて決定をしていただけるということで、平山知事にも退任前に何とか決定していただきたいというお願ひは再三申し上げてきたところですが、残念ながら

ら決定にいたらなかったといことであります。今は今度は設立推進協議会ですかね、推進協議会、これは中断したままでありまして、先般就任挨拶で県庁を訪れた際にも保健部長を含めて担当の課長さんのところにも、「早く再開をして目処を立ててください」というお願いをしてまいりましたが、この震災の影響で今年内は無理だということだと思っております。また24日に一応県庁にまいる予定ですので、その辺も含めて要請をしていきたいと思っております。確かに情勢が厳しい、これは今おっしゃったとおりであります。ただ、こういう災害がありますと、「そういう施設が本当に必要なんだ」というこのこともまた十分理解をいただけたと思っておりますので、19年着工を諦めることなく、一生懸命で要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは「魚野川筋」しかも南魚沼市内という部分がほぼ合意を得ているところでありますので、あとは位置については、旧大和地域か六日町地域かと、こういうことであります。例えば用地部分等の、そういうことをやった方が、建設年度が例えば早まるとか、そういうことであればまたそれなりに考えなければなりませんけれども、建設のいわゆる手法もPFIだとかいろいろの検討案が出ております。それから運営方法も、民間といいますか厚生連とかですね、そういうところに委託してはどうかとか、色々の案が出てありまして、それらがある程度きちんと決定しなければ、我々の取り巻く自治体がどういう動きをすればいいのかがちょっと出てきませんので、それらは次の会議等には必ず出てくるものだと思っております。まだ会議の日程は決まっておりません。ですのでそんなところでなかなか進捗いたしませんけれども、鋭意、早期着工に向けて努力してまいりますので、またご支援をよろしくお願いいたします。

笠原喜一郎君 再質問をさせていただきます。

#### 1. 新潟県中越大震災の教訓をどう生かすか

まず最初に大震災の教訓をどういかにするかという部分ですけども、私は昨日、今日、一昨日の議論を聞いていた中で、少しやはり残念な部分があったわけです。というのは「防災計画を見直す」という答弁は当然、市長からありました。それで今、大和町では平成13年度に作った防災計画、116ページという本当に膨大なものです。六日町は平成2年であります。100ページを越す部分です。それで大和町は阪神大震災を経過した後に作ったものですから、その想定をする災害の第一に地震災害をあげております。六日町は5番目ぐらいに地震をあげておりましたけれども、今回の大震災を機にして、防災計画を見直すと、それはいいことなんです。それはしかし内向きなことなんです。庁舎の中のことなんです。今大事なことは、この震災あるいは危機というあるいは安全安心っていう部分を、住民が肌で感じているその時に、じゃあ住民はどういうふうにそのことを、住民に向かってどう徹底をするか、という部分の答えが今までなかったわけです。先ほど来年度の予算の中で、防災無線あるいは衛星電話、いろいろなことを言っていますけども、そういう機器だけで安全というのはカバーできないと、私は思っています。やはりそこに住民の防災意識を高めることによって、安全が確保できるんであろうと、私はそういうふうに思っているのです。そういう中で防災計画を作ることは結構であります。しかし、じゃあ住民に対して防災意識をどう高めていく

努力を、あるいはやり方をやるか、というその答弁は今までの2日間の議論の中ではなかったような気がしていますが、その部分を市長にお聞きをいたします。

## 2. 基幹病院建設計画の進捗状況について

2点目の高度基幹病院についてでありますけども、井口市長の1年半の六日町町長としての実績については、それなりに私は評価をしております。ただこの基幹病院については、私は「もう少しがんばってもらってよかったのかなあ」という感触を持っている。というのは、昨日のある議員の話の中で、基幹病院という部分で位置について話がありました。秋山前大和町長と六日町の井口町長との間で、場所については綱引きはしないにしよう。それは私はそれで結構だと思います。しかし、そのことによって遅れてきた部分は、私はあつたろうと思っています。この10月に建設位置を決定するといった県知事が、地元の状況で位置を決定されたわけではないんですね。延期ができなかったわけではないんです。地元は別に署名活動をやったり、あるいは綱引きをやって、「俺らがこうだ」という話をしたわけじゃないんです。じゃあこの建設位置を、知事の任期中の10月に決定をできなかった理由は何か。それは県の財政状況でしかないわけなんです。しかもこの大震災によって、十日町病院がああいう被害を受けた中で署名を集めて、そして用地を提供してでも一刻も早く改築をしてもらいたいという動きの中では、私はこの基幹病院は十日町病院よりも後にならざるを得ないだろう。しかも小出病院と六日町病院がある中で、はたして今の7.13水害、あるいは大震災の中で、本当にここに基幹病院が必要かというそういう見直し中で、位置の決定が伸びたのだと、そういうふうに私は理解をしております。しかしそれが杞憂であってほしい。

10年先、20年先に、南魚沼市ができて私は一番良かったな、という部分の中では基幹病院があり、六日町病院あるいは大和病院、斎藤記念病院そういった二次医療があり、そしてかかりつけ医があるなかで、一次、二次、三次の、安心した安全な町が構築をされていることが、やはりどんなにすばらしいかということをおもうとですね、今この基幹病院がこういうふうに進捗をしないことが、私は本当に残念でならない。今度また県庁に行かれて、いろいろ話をすることですけども、本当にこれは、政治生命をかけてでも「絶対にここに建設をする」と、若干の遅れはもう仕方ないです。だけでも造るということだけは、きちと言質をとっていただきたいと、そのことを私は強く井口市長に・・・お願いしてはダメですね、要望しますので。本当に力いっぱいやっていただきたいと、ご決意をお願いいたします。

### 市長 1. 新潟県中越大震災の教訓をどう生かすか

この住民向けいわゆる防災意識の高揚といえますかそういうことについては、昨日だけ一昨日ちょっと触れてあったと思うんですが、今の例えば避難場所ですね、これは全部見直さなければならない。そういう中で各区の区長さんらを通じて、本当に地震の際の避難場所、あるいは風の時、雨の時、これらを含めてもう一度全部点検しなおしていただこうと。そして新たな部分があればそれをきちんとやっていこうと、そういうことを通じながら当然市民の皆さん方から、一番冒頭に触れましたけれども、自らの命は自ら守るという、その意識を

まず確立してもらおう。そのことは十分周知をしながら、危機の対応やそういう部分をやっていきたいと思いますので。また議員の皆さん方からも、それぞれ地域で防災意識の高揚に、またお努めいただければありがたいと思っております。

## 2. 基幹病院建設計画の進捗状況について

基幹病院の、そのいわゆる平山さんが退任までに決定できなかった理由、これは私の推測です、推測ですが南魚沼市長選挙それから魚沼市長選挙、これらに相当配慮されたという部分は、若干伺っております。その新しい市の首長が決まる前にというのはちょっと、ということをごらんと私が聞いた覚えがあります。そういう部分もあります。それから当然財政的なものもあったであろうし、本当はですね、水問題も平山さんは自分の任期中に片付けたいと、強い意欲を持っておりましたが、数値の発表が遅れたといいますが、そういうことで断念せざるを得なかった。非常に意欲は持っておられたんですけども、本心を伺うことはできませんが、色々の問題があったと思います。ここで十日町病院がああいうふうになされたので、十日町の地域の皆さん方が非常に活発な運動をしている、これは当たり前なことだと思っております。先般、これは本会議上ではちょっと触れませんが、触れませんが、ある意味で十日町病院と基幹病院とは、全くそれは財政的に全然関係がないとは言いませんけれども、別個のものだということは、ある程度伺っております。今、笠原議員がおっしゃったように、政治生命をかけながら、「本当に必ず建設はする」とこれだけは私も皆さん方にお約束を申し上げたいと思っておりますし、ただ私が作るわけではありませんので、その時どうするなんて言われても困りますが、必ずできるものだと思っておりますし、先般副知事に議長とお会いした際にも「基幹病院はどうも」という話は全く聞きませんで、いろいろ「私個人の見解としては」という部分までお聞きしてまいりましたので、まず建設については大丈夫だと思いますが、1年でも早く、またまい進したいと思っております。それこそまた議会の皆さん方から、絶大なご協力・ご支援をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

笠原喜一郎君　終わります。

議　　長　　以上で笠原喜一郎君の質問を終わります。

次に質問順位 2 1 番、議席番号 2 7 番、和田英夫君の質問を許します。

和田英夫君　それでは、2 点ほど質問をさせていただきます。

### 1. 「4 万 5, 0 0 0 人市民の生命、財産を守る」ために

「4 万 5, 0 0 0 人市民の生命、財産を守る」ためにであります。市長は施政方針の冒頭に「4 万 5, 0 0 0 人市民の皆さんの生命財産を守るという責任の重大さを痛感している」と言われました。是非その責任を果たされるよう期待をする 1 人であります。今回の震災で多くの貴重な体験と反省の上に立って現在の防災計画を見直し、公約の 1 つである災害に強い市づくりを進めたいという考え方は賛同するところでありますが、今回の一般質問でもいろいろ出ておりますが、市民の生命財産を守るというのはもちろん火災、あるいは自然災害から守ることも大事でありますし、また前段の笠原議員も言われましたように、安心し、つまり病気、病魔から市民を守るといういわゆる医療環境整備ですね、そういうことも大事であり

ます。もう1つはさらには各種の犯罪から市民を守る、いわゆる防犯対策と思われま。市長が考えている災害に強い市づくりというのは、おそらく火災、あるいは地震、風水害等の対策と思われるわけでありましたが、いろいろ新聞、テレビで報道されておりますように、全国的に非常に凶悪な犯罪が多発して、特に幼い子供さんたちが虐待、あるいは誘拐というようなことの悲惨な事件に巻き込まれているわけでありま。感情的になって子供に手を出し、あるいは子供に苦痛を与えるのが、これは虐待であるという言い方をさせていただきますし、冷静に子供に汗と苦痛を与える、これは躰だという人もあるわけでありま。私はその辺よく分からないわけでありまけれども、いずれにしてもそういう事態が報道されております。さらに最近全国的な規模で、保育園児や小学生の誘拐、あるいは連れ去り事件の発生が非常に多いわけでありまして、誰も予想しなかった地震が起きるように、絶対私たちのこの地域にそういう悲惨な可哀相な事件が起きないという保障はないわけでありま。特に少子高齢化という、いわゆる少子化の時代にですね、貴重な人材をこういう犯罪に巻き込ませてはならないわけでありま。そういった意味でこの市の防犯対策についての市長の所見を伺いま。

## 2. 17年度予算の考えは

次は17年度予算の考えでありまして、11月1日、市の合併の大きな要素は、合併して速やかに新しい市長を選び、そして新しい市長の元で合併初年度からの予算編成という、こういうこともこの11月1日という期日の大きな要素であったわけでありま。そういった中で、既に質疑があるように17年度予算についての議論もあったわけでありまが、合併説明会で合併の必要性の共通した理由として、まあ国も地方も財政が非常に悪化してきていると。合併をすることで、市町村の財政基盤を強化し、さらに行政効率化を図る必要があると。そのためにということで、合併した場合・あるいは合併しない場合というような財政シミュレーションを示しながら合併に対しての住民の理解を得てきたところでありま。これから、既に始まっていると思いまが、市長主導の17年度予算の中で、合併説明会でしめた財政基盤強化のための、外に説明してきたことについてを17年度予算に反映をされるのか、震災復興のために若干先送りしないと駄目だという考えなのか。さらにいろいろ質疑があったわけですが、必要経費、計上経費の抑制、あるいは限られた財源の重点的、効果的活用というようなことで言われてきたわけでありまけれども、具体的にそういうのが17年度にどういうふうに表示されるか、ご答弁をいただきたいと思いま。

議長 和田英夫君の質問に対する市長の答弁を求めま。

市長 和田議員の質問にお答え申し上げます。

## 1. 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

この4万5,000人市民の生命財産を守るという、その災害部分を除いた、防犯あるいは虐待という見地に立っての部分でありま。学校関係のことにつきましては後ほど若干教育長から答弁をさせまが、私はその全般的にわたりましてちょっと申し上げさせていただきます。児童虐待防止法という法律まで作ってこの虐待防止をしようということが、これは平

成12年度ですか、12年に制定されたわけでありませけれども、今、世相が一向にそういうことが治まるふうもないという本当に殺伐とした世相になってきて悲しい限りであります。私たちの地域で少なくとも私たちの地域、市の中でそういうことが起きないように、これは十分気をつけていかなければならないと思いますが、いわゆる誘拐とかそういう部分の犯罪的な部分に対しましては、これはもう地域、家庭、学校、それから警察も含めまして、それこそ総力を結集して、皆さん方がそのことに意識を持ち得てもらわなければならないということであります。

なかなかその通学途中、退校途中、それらあるいは塾に行くとか、いろいろ今の子供さんは忙しいようでありまして、そういう中でそういう犯罪に遭うということが非常に多いわけです。前に六日町の警察署長をしておりました中林さんという方、今退職されましたけれども、一時は防犯ブザーですか、それを「子供全部に持たせるように防犯協会から学校、教育委員会の方に話が来るとありますが、その節はよろしく」というような話もありました。それは確か立ち消えになったみたいですが、そういうことまで一時は考えた。ただ私もみたいな密集地はある程度そういうブザー的なものは非常に効果を発揮すると思いますが、学校から家へ着くまで全然家がないなんていう所もあるわけでありまして、人が全くいなければそういうことも非常に効果が出ないという、そういう部分もあります。とにかく地域と家庭と学校と、本当に一体となってこのことに常に意を持ち得ると。これより、この誘拐的なそういう部分、児童関係の犯罪については手の打ちようがないと思いますけれども、それらをいつも周知、告知をしながらそういう芽が出ないようにまた考えていかなければならないと思っております。

虐待部分につきましては、議員もおっしゃったとおりでありますので、これはもう家庭の中で、ただ家庭にだけ押し付けてしまうとまた問題がありますので、市も子育て支援対策の中でこういう部分もきちんと取り上げて、ネットワークをきちっと構築しながら対応していこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 17年度予算の考え

17年度予算でありますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、まだなかなかその中身が見えないというのが実情であります。まだとりまとめ中であります。財源不足と言いますか、16年度の部分から比べると先ほど申し上げましたように、基金取崩し分が6億円、税が2億円、負担増が2億円、合わせて10億円が16年度よりは、その部分が財源的に見込まれないといいますが、そういう厳しい状況ということをご承知をいただきたいと思っております。

三位一体改革、これはようやく、先ほど申し上げましたが、地方交付税については形が見えて来たわけですが、これも補助金の廃止に伴う、その財源移譲がどこまで本当にきちんと行われるか。これらもまだちょっと見えておりませんので、具体的なことはちょっと申し上げられません。

ですが何にもまして、先ほどちょっと触れていただきましたけれども、財政基盤の強化、

これには努めますけれども、災害復旧を惜しんでまで財政基盤強化をするというようなことは考えておりませんので、これは第一義に災害復旧であります。そして災害対策といいますが、先ほど申し上げましたような防災関係の予算は、これはもうどういう目をしてでも確保して、実施していかなければならない、というふうに思っております。

経常経費の抑制、それから財源の重点配付、そういうことによってこの財政難の部分の乗り切りたいと思っておりますけれども、なかなか厳しいと、これだけご理解をいただきたいと思っております。しかしその厳しさにめげていてはならないということでありますので、職員にも、「金がないからできないということだけは言わないでくれ」と、「知恵を出していただきたい」と、そういうことは申し上げております。金のない時は知恵を出せという話もありますから、そういうことで何とか乗り切りながら、「どうも市ができた新しい予算は全然何でもなくて、合併して失望したのい」なんて話にならないように元気にやっていきたいと思っております。またいろいろご支援、それからご助言をお願い申し上げます。

教 育 長 1 . 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

和田議員の児童、生徒への防犯対策ということでお答えをさせていただきます。11月18日、奈良県での事件、さらにはその前の長崎市、佐世保市、子供たちを取り巻く事件が多く出ております。それも凶悪という字が付くわけでございます。奈良県の事件以降、県内でも32件の事件が報告されております。この32件という数字は去年の同時期の約3倍というふうに報告されております。これは警察と県教委と市町村教委、あるいは学校との連絡態勢が強まってきたものというふうに私は見ております。当管内でも11月、12月、これは12月の8日まででございますけれども、5件の連れ去り未遂事件が起こっております。この5件の事件の報告を受けまして、私ども教育委員会としましては次のような対応をとっております。

先ず起きた場合には教育委員会、学校教育課の方から発生の状況などを全部の学校、18学校ですけれども、18の学校、幼稚園、さらに警察に連絡するとともに、塩沢町さん、湯沢町さんにも同様の報告を行っているという状況でございます。学校では校長から全教職員に指導をする。学級担任は生徒を、児童を指導する。学校によっては全校の児童、生徒を集めて指導をするというような方法をとっております。「具体的には複数で下校する」「知らない人から声をかけられても対応しない」「危険を感じたら設置されている子供110番の家に知らせる、駆け込む」これが主なものでございます。そして学校から地域への情報提供としましては、ご承知のように学校便り、あるいは学級便りを通じてお知らせをし、かつ事件の概要を家族全員で分析しながら安全を確認し合うというふうに行っているわけでございます。

もうひとつは関係機関との連携でございます。南魚沼警察署の直接指導も受けているところでございます。それも早め、早めというふうに心掛けているところでございます。先ほど市長の方からお答えしましたように、今後はさらに学校、地域、警察の連携を密にして、子供たちの安全を図って行きたいということでございます。六日町さんでも同じ手法をとっているというふうにお聞きしているわけですが、「地域の子供は地域で守る」ということ

から、行政区長への働きかけ、そういったものもやってまいりましたし、今後さらに強める必要があるだろうというふうにも考えているところでございます。

和田英夫君 何点が再質問させていただきます。ちょっと事務的な内容に入った場合は市長でも結構ですし、関係課長でも結構ですのでお願いします。

1. 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

そこで市長、かなり地震の対策の話は聞きましたが、いかに市長が強力なリーダーシップを発揮しても、地震の発生を防ぐことはできないですね。発生した後、被害を最小限にするということは分かるが。ところがこの犯罪は、地域の、市の取り組みで犯罪を未然に、最小限にすることができると思うんです。だとすれば、市長が言われましたが、「学校、家庭、地域、皆さん意識を持ってもらわないとなかなか手の打ちようがない」なんていう。トップの市長が、「手の打ちようがない」なんていう。つまりそうするとこの市は、そういう防犯体制は市よりも皆さん方の意識だと。それは間違っていないが、はたしてそれだけで、この3日間の地震対策のあのエネルギーと、この防犯対策のエネルギー、ちょっと違うんじゃないかというふうに、残念な気がするわけでありまして。

そこでいわゆる地震の関係で「自らの身は自らで守るというのも大事だ」という議論、私もそのとおりだと思うんです。そこでたまたま教育長から答弁をいただきましたが、今、学校で5日制の中で総合学習という科目 これは教育レベルの低下云々の時に非常に議論の対象になるんですが 例えば子供たちの心身を鍛えるという角度で、もっとその延長線上に、私どもお年寄りには子供たちから場合によっては、そういうことを鍛えることでのいわゆる護身術的な効果を含めて、総合学習で これは学校長の経営感覚によると思うんですけど わが市においては総合学習に心身を鍛えるという角度で、例えば堅苦しい言葉で言えば武道ですけど、柔道でも空手でも合気道でも剣道でもいいですが、そういう頭の勉強もそうだが、心身を鍛えるという角度の総合学習というのは考えないか。これは市長でも結構ですが、そういうことをいわゆる自分の身は自分で守るという角度でご所見を伺いたいと思うわけでありまして。

確かに虐待の問題は全国的に取り組んでいる自治体では、子育て支援センターでこの辺の相談機能という取り組みをされておるようではありますが、その辺の情報をつかむと、問題は今の家庭がないので今、子育てをしている親御さんたちのどうも我慢が足りないとか云々というようなことが、虐待の半分くらいの原因だということです。これはなかなかただ単に子供の虐待ということの議論の前に、もうちょっとその上の年代の考え方というのを考えなければならないと思うわけでありまして。そこでわが市、市になったばかりですので旧町の段階で、ないとは思いますが、それらしき実態、あるいはそれらしき相談があったのか、ちょっとその辺をお伺いします。

それから先ほど教育長が、「関係機関との連絡態勢、防犯態勢これを確立する」と言いました。私もそうだと思いますが、ぜひ市長、高齢化時代、元気なお年寄りが沢山いるわけですから、ぜひ私はこういうことについては、地域のお年寄りからちょっと。先ほども市民の皆

様の目線ということがあったわけです。私はそれぞれの学校区において、例えば市長からのひとつの呼びかけで、どうせお年寄りの中には退屈な方もおられるわけでありまして、お年寄りは1日は長し、されど1年は短しというようなことを言う人もいますのでありますから、私は提案としてですね、「健康増進のために例えばお年寄りに学校まで歩こう。そして子供たちを守ろう」と、そういう例えばスローガンで、そういう意識作り。何かのやっぱりその指導性というか、そういうやり方・手法をちょっと地域皆さんに投げ掛けてですね、できればその下校時あたりひとつ三々五々、散歩していただくと。自分たちの集落から学校まで散歩しながら、それとなく子供たちを守ると。これは特に金がかかるわけではありませんし、これはやり方の問題で正に先ほど「金が無かったら知恵を出そう」と、こういうひとつの角度かと思いますが、ご提案を申し上げます。

## 2. 17年度予算の考え

それから予算の関係ですが、ここで市長にお伺いします。「まだなかなか取りまとめ中で中身が見えないので言われたい。ただ言えることは災害復興を第一にしたい」と、これはそれで私はいいんです。けれどもただ問題は、合併の説明会で住民にお約束をしてきた「財政試算でこういうことで、10年間でとにかく大変な財政状況を立て直すんだ」とこう言って来たことは、これは昨日もちょっと出たんですが、住民との約束事という意識があるのか、単なる努力目標という角度か、これをちょっと市長に確認をします。それからその財政試算の基となるのは大体平成13年度の予算で、これはもう説明してきてこう資料があるわけですが、これは市長でもいいし担当課長でもいいんですが、例えば試算の基となる・・・その前にちょっと落しました。わからないと言いながらも、わからんと言いながらも17年度が始まるわけですが、この試算は特例債を100パーセント、あるいは50パーセントやらそういう例を出しながら試算を出したんですね。しかもその基となるのが、これは皆さんにも資料が行っているわけでありまして、建設事業投資経費は平成13年度実績の60パーセント抑制したという、これを基に試算を出しているんです。そういった中での住民との約束事であるか、努力目標であるか、これは非常に私は大事だと思うんですね、大事だ。そこで例えばその試算の前提条件として、歳入では 今市税ですけど、あの当時は町税 「町税は・・・」こういうふうにあるんですね。「経済状況、予測不能で平成13年度値で固定する」と。

交付税については先ほど議論があったのでそれは省略しますが、国庫支出金、県の支出金、これも平成13年度からとかいろいろ言っているわけで、年数が過ぎ、しかも国の三位一体の動き、あるいは県も16日ですか、報道されましたように、いろんな要素で場合によっては財政再建団体に落ちるのが1年早まるというような言い方をして、財政の担当課長は、「とてもあれこれほとんど全ての事業を圧縮しないとやっていかれない」というような言い方を新聞で報道されているんですね。そういう面ではこの試算では、歳入の部もかなり住民説明したシミュレーションと土台が違って来ているのではないかと。これは市長でも結構ですしどなたでも。「いや大体そうは言っても、試算と同じようなことで17年度以降の新市の予算

が立てられる」と、こういうのであればいいわけではありますが、その辺ちょっとお伺いをします。

さらに歳出の方でもいろいろ資料の中に出ておるわけではありますが、市長どうですか、まあまあ大きく分けて義務的経費、あるいは準義務的経費あるいは投資的経費というようなことの分け方をしている中で、「予算は重点配分だ」という言い方をずっとやっているわけですが、「まだ取りまとめ中で何とも言われたい」と、こういう説明をされてきたわけではありますが、それでも。そこで私は広域連合の監査委員を若干やらしていただいた中で、確かにこの本庁舎の予算は、こういうふうに皆さん議会と一緒にいろいろ議論しながらですが、広域連合だけじゃありません、ありませんが、そういった外郭団体というか、関連団体に対しての負担金。これも議論すると、「いやそれは前々から各町の負担率、負担割合で決まっているんだ」と、そういうことですが、この辺はもちろんここで市町の構成も変わるわけですが、この辺は私は監査員をやっていた経験からして、内容は具体的には言えませんが、かなり改善と言いますか、圧縮をできるところがあるのかなという気がします。その辺を含めて私はひとつの手法とすればやっぱり、あこを削ってここを増やすというのはそれはもちろん市長の考え方ですから、それは特に異論はないわけではありますが、かなり入ると出るのを予測して全般的に一律カットして、プラス市長の斟酌、こういう方法を これはいらぬことを言わいらぬと言われればそれまでですが そういったこともひとつの方法じゃないかというような気がしますので、市長のお考えを伺っておきます。以上であります。

市 町 1 . 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

ちょっと私の言い回しが悪かったのか、市は限度があつて後のことは知らないなんていうことじゃありません。現実に六日町時代でありますけれども、各学校にユニフォームを全部配付いたしまして、登校時、それからお昼休み頃とそれから下校時等にそのユニフォームを着た皆さん方が、これは地域のご父兄の方々も先生方からもご協力いただいて、学校周辺を見回って歩くと。そういうことで「きちんと見られているんだな」という効果を犯罪をしようと思っている人に植え付けるという意味も含めて、そういう処置も講じております。それこそ市だけが突出して何かやれるということではありませんので、もうその防犯、安全、その面については市の第一目標と掲げてありますが、具体的なそういう動きになりますと、「それぞれの皆さん方からご協力をいただかなければ」と、そういう意味で申し上げました。これからは当然子供や親が毎日不安で学校へやられないなんていうようなことにならないように、きちんと対応を考えて行きたいと思っていますので、またいろいろ案がございましたらお願いいたします。先ほどの「地域の高齢者からそういうことで手伝ってもらってはどうか」と、これは非常にいい案だと思いますので、学校側とも協議をしながらそういうことに応じてくれる人がいれば本当に有難いと思いますので、実現ができれば、それをやってみたいと思っています。

その児童虐待の相談があったかというのは、ちょっと私は今ここで分かりませんので、担当課長から後ほど答弁をさせます。

## 2. 17年度予算の考え

財政面であります、この立て直し、財政基盤強化と、約束か目標か、ということでありまますけれども、私はやっぱり合併する際に皆さん方にいろいろ説明したことは当然約束事だというふうに認識をしております。ただ新市建設計画等につきましては、具体名は相談しませんでした。270億円ですか、その部分は「全部担保されたものではありません」と、こういうお話を申し上げて来ましたので、その中で「10年間の中でどのくらい実現できるか」と、これは約束事ではなくて目標の部分だと思っております。こういう財政、「合併すればきちんと財政基盤が強化できるとか、そういうことは約束事だ」と、いうふうに認識をしておりますので、その実現のために知力を尽くして行きたいと思っております。

この広域連合等の負担金でありますけれども、実は来年度の広域連合の方の予算も大きな増額になっております。負担が、今のままだと大変増えるということで、南魚沼市としては1億ちょっと増えると。原因は消防関係の機器、車両も含めてですね、その整理。これがやはり相当大きくなりますし、それから溶融炉の一連にまつわる費用であります。これもまだちょっと検討の余地がありますので、決まったということではありませんが、非常にやはり額が維持管理も含めて増える内容になっておりますが、もう一度検討しろということで、ちょっと戻してありますけれども、それらも含めてなかなかその減る部分が見えて来ません。そういうことでもし和田さんが監査委員の立場としてこう、「おい、ここは無駄じゃないか」とそういう部分があったら私にちょっと教えていただきたいくらいでありまして、後ほどご教授いただければ有難いと思っております。これらの負担金につきましても、やはりきちんと抑制をする部分を言っておかないと、なかなか離れた庁舎でやっているという部分もありまして、そういう意識が職員にも弱い部分がちょっとあります。これは私が連合長をやってみてよく解っておりますけれども、もっともっと職員がシビアに予算を立てていくという習慣をつけてもらわないと、なかなか厳しいだろうと思っております。そういうものも含めて、来年度の広域連合の負担金は相当増額という要望が今、出ておりますが、これからまた調整をして行きたいと思っております。

他のそれぞれの関係団体の補助金あるいは負担金とかですね、どこの所もなかなか「今年は少なくていいから」なんて言ってきません。「何てったって市になったんだから増してくれ」と、そういう要望ばかりでありまして、それらをこれから鉈で切るようにやりますか、一生懸命切る方にばかり専門ということではありません。先ほど言うておりましたように、「必要なものはやっぱりやらなければならない」と、そういう信念を持ちながら予算査定に臨みたいと思っておりますので、またご指導をよろしくお願いいたします。後ほど後段について、他の件は教育長がまた答弁いたします。

教 育 長 市長さんには大変失礼しました。

### 1. 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

まず1点の、総合学習に安全というものを取り入れて行くかどうか、ということですが、いまいちも、総合学習の中にそういったものを取り入れているというような学校は今のと

ころございません。しかしながら五日町小学校やその他2、3の学校でとられております、「CAP(キャップ)」、あるいは体力増強を目指すような「グラウンドを走ろう会」というような子供たちの組織も作られている学校も2、3あるようでございます。これは授業と授業の間でやる、子供たち自身の考えで実施しているわけでございます。昨日だったでしょうか、チャンバラの話が出ましたけれども、そういったものの今後を、いわゆるスポーツクラブの育成という面から考えて行く必要があるであろうというふうにも考えております。おかげ様で子供たちの体力は、18の学校のうち17が、13年度から15年度にかけて行われた体力測定の結果、県平均同程度、若しくはそれ以上だというふうな評価が届いております。

それから高齢者の皆さんからご協力をいただく、ということでございますが、実は旧大和町で私、社会教育の関係もございまして、老人クラブの方にお話を申し上げたわけでございます。クラブの皆さんから、「自分の子供くらい自分で守れ。教育長、そうっておけ」というような話もでました。「私たちだってやるべきことはいっぱいあるんだ」という話も出ました。またあるお年寄りからは、「今の子供は生意気でかなわない。『いいかお前方、道草食わないで帰れよ』『道草なんて食われるわけないだろう』そういうような反発もあった」というような話で、一応はクラブの中で話合ってみましょうという結論にはなっておりました。今ほど市長がお答えしたように、「希望者を募って」と、というようなものも考えて行かなければならないな、というふうに思っているところでございます。

それから虐待の実例でございますけれども、私のところでは旧大和町で1件ございました。離婚をしまして、新しい奥さんをもらったわけでございますけれども、新しい奥さんと上の女の子と仲が上手く行かないということで、学校、教育委員会、福祉課、児童相談所、養護学校で話をいたしまして、一時的に養護学校の方に預かっていただきました。なかなか上手く行かないということで、夏休み前に前の奥さんの方に移りまして、前の奥さんの両親から面倒をみてもらっているという状況でございます。ちょっと知り合いなものですから、夏休み明けにお訪ねしたところ、「親子4人上手くやっています」という返事でございます。旧大和町としてはその1件が報告されております。以上でございます。

和田英夫君 財政基盤の状況が変わってきたが、その辺はどんなか。歳入、市税、あるいは国・県の支出金の動きがない。大体あの説明どおりの形でやられるのかどうか。

財政課長 2.17年度予算の考え

ご質問のほとんどは市長の方でお答えを申し上げたところでございますが、財政基盤のことにつきましては、一応「合併した場合、合併しない場合」の試算をしたわけでございますが、これはあくまでも説明した時に申し上げたと思うんです。いろいろな要素をそこに加えますと、単純に合併した場合と合併しない場合の差が出ないということですので、そういうことで一定条件を加えた基礎を固めて、それを基にしながら合併した場合はこうなる、合併しなかったらこうなる。それで合併した場合の中に特例債を100パーセント使った場合、あるいは50パーセント使った場合と2通りの案を出させていただいたわけでございます。これの結果からしますと、10年間は合併をすれば収支はなんとかプラスの方に行くと。1

0年を過ぎて行くと順々下がって行って、15年、16年になればもう合併しなくてもしても同じ赤字になって行くという試算が示されたというところでございます。したがってこの試算のとおりには財政運営がなされるということではないということも、その時点でもかなりご説明したかと思しますので、この件については、そういうことをお願いしたいと思います。

この時点でも申し上げましたが、したがって「この10年間のうちに、如何に財政基盤を確立するか、それが勝負ですよ」というようなことも併せてご説明したわけでございますので、財政担当としては、そのようなことで認識をしております。今ほど市長の方で申し上げましたように、「これはもう市民に約束だ」ということでございますので、今、認識を新たにさせていただいたところでございます。後、新年度につきましてのいろいろな国・県の動き、それから税収等の動き、これらは普通ですと来年1月末近くに、国の方から地方財政計画が示されまして、県内の財政担当課長会議が召集され、そこで資料が配付になり、大まかな説明を受けて来ると。その説明があった後で最終的に市長の予算査定を受けて予算案が確定して来るという流れになりますので、今のところ新聞報道程度のところは私どもも押さえておりませんので、具体的なところにつきましては、いま暫くひとつお時間の方をいただきたいと思っております。以上です。

和田英夫君 1. 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

今、教育長が老人会へ言ったら「そんな自分の子供は・・・」というようななんか答弁がありました。私はですね、そのあまり大上段から、だからといって老人クラブとかそういうのになんとかではなくて、市長なりそういうのが地域のお年寄りに肩の力を抜いて呼び掛けてですね、「こういう状況だ、皆さん是非たまには散歩の時にひとつ学校へ行ったり・・・」とそういう呼び掛けをすることで100人いるお年寄りの中でも3人や5人は、「そうだな、それはそのとおりだ」と言う方もいるかも知れない。そういう意味で私は言ったので、老人会にかけたら、「これからみっちりじゃあ協議する、総会にかけて」という程の。それはそういうことで取り組んでいただければ、これは幸いなことですけど。その辺はやはり双方の考え方を工夫しながら取り組むべきだ、というふうに私は思っておりますので、お願いします。

教育長は心身を鍛えることについて、「いやグランド跳んでるか」と言うけれど、私はそうではないで、こういうご時世だからこそ総合学習だというのがあれば、そういう中で身体を鍛える、強さを鍛えると言いますが、あるいは場合によっては外敵から身を守るくらいの俊敏さを、総合学習の中で身に付ける方向も大事じゃないかということで、これは市長、それはいい考えとか悪い考え、くらいの思いはあると思しますので、答弁を願います。

2. 17年度予算の考え

それから住民説明会での財政基盤の確立。これは確かに住民、市民は細かい数字までは覚えていないが、「そうか、合併したら10年間に、でもなんとか渡世の内容が良くなるようにしてくれるのだな」という、そういう思いはあるわけですね。したがってここで地震関連で

それはある程度やむを得ないが、そこで市長も優秀ですし、意欲もあると思います。私は将来のことは判りませんが、かつて大和町では係長クラスで財政健全化推進委員会というのを、これはもちろん六日町さんでもやられたかと思うんですけど、私は是非 もしそういうのができてある、あるいはそういう考えであればそれは差し支えないわけですけども、是非

住民に約束した10年間の基盤確立のための、もし市長が俺が1人でみんなやるんだと言えば、それはそれでいいわけですけど、場合によっては中堅どころの係長の皆さんからでも、専門的なそういうものを研究していただいて、そして予算なり決算なりの時に、市長が参考にするとか、そういうことも必要じゃないかという気がしますが。そういうことは十分私が全部やります、と言うのであれば結構ですが、その辺の答弁を聞いて質問を終わります。

市長 1. 「4万5,000人市民の生命、財産を守る」ために

身体を鍛える学習、これは学校のカリキュラムの中で実施をされるのであればそれはしてもらいたい。確かに今の子供はひ弱でありますので、そういう部分が本当に凶られるのであれば。太極拳習えとか空手しろとかなんていうことが通用するかどうか分かりませんが、そういう部分はちょっと専門部分でありますので、そういうことができるということであればやっていただきたいと、そういう思いであります。

この財政問題は、私ひとりが取り組んでとてもできる問題でもありませんし、庁内の全ての英知を結集しなきゃならない。庁内というのは市役所の中であります。議員の皆さん方からもそれぞれご提言、ご意見をいただかなければならない。市民の皆さん方からもやっぱりきちんとした意見を伺わなければならぬ。そういうことありますので、まず17年度予算を一度組んでみて、方向性をどう見せなきゃならぬのか。その辺を含めておっしゃったような、その対策チーム的なものが必要であれば、これは財政課を主にしてきちんとやって行きたいと。とにかく全ての職員の英知はここに結集しなければなかなか約束したことが達成困難だろうと思っております。そういう覚悟で臨ませていただきますので、よろしく願いいたします。

和田英夫君 終わります。

議長 以上で和田英夫君の質問を終わります。

休憩中に議員控え室において、合併特別委員会を開催します。休憩は11時30分までとします。

(午前11時15分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時30分)

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。質問順位22番、議席番号25番・岡村雅夫君の質問を許します。

岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告にしたがい、一般質問を行います。最初にこの度中越地震に対しまして災害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

## 1. 「災害に強い市づくり」について

私、市長の公約であります、災害に強い町作りということで、今回この題を選びましたけれども、大分大勢の方々からの質問でありまして、かなり出尽くしたかなと、いう感じがございます。なるべくダブリを避けますが、ひとつ通告にしたがい、全文を朗読させていただきまして、そして補足で提言をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

今回の地震は多くの教訓を得るというふうに私は考えております。災害時のマニュアルの再検討、ソフト、ハード面の再構築。また復旧にあたっては強度の再検討等、多くの見直しを迫られるものではないかと思っております。想定以上の被害を目の当たりにした中で、何をせねばならないかということの前段でも協議したところがございますが、私はそうした中でこの前段の部分についてまず補足、提言をさせていただきます。多くの質問がなされた中でこの前段の内容を見ますと、やはり通信とか情報とかという災害が起きた時、その後の対処をどうするかという部分が、その部分に対しての備えのお話が多かったのではないかなというふうに私は感じました。私は建築もやっております、その建築屋の末席をけがさせていただいている一人として、建築屋の立場からひとつの提言をしてみたいなというふうに思いましたので、提言をいたします。

私、今回ほど建築は丈夫に作らなければならないなと思ったことはありませんでした。私が社会に出させていただいた昭和56年の建築基準法の改正、この時点では耐震基準が非常に強化されたなというふうに今思っております。当時私も人様から新築を請け負いながらやったものでありますけれども、先般、この基準、ようするにその当時のものであろうと思っておりますけれども、当時の基準で作っておっても、なかなかこの川口、堀之内の直下型、あるいはその大震度に対しては非常にまだまだ大変不安があるなというふうに思いました。本当に直下型の恐ろしさを目の当たりにしたわけでありまして。最近では、またどんどん研究が進んでいまして、皆さんもご承知かと思っておりますけれども、基礎と土台、柱、これを繋ぐ、連結しますホールドアームという金物も開発されまして、非常に震度を吸収するとか、抵抗する部分の筋交い部分についての強度が非常に増して来ています。そしてそれは義務付け化されておまして、非常に金物の発達というものは目を見張るものがあるなというふうに思っているところであります。

そして私はそこで今この耐震補強金物というひとつのことと、もうひとつは免震という金物、これらが非常に開発されて来ておるということを今回、目の当たりにしたわけでありまして。何故かと申しますと、私は今回、縁あってこの11月の19日から22日、日本建築学会北陸支部の調査に同行することができまして、京都大学防災研究所を中心とした方々33名からなるチームと同行したわけでありまして、非常に皆さんが地道な調査活動をし、そしてそれが今の我々が使用している建築金物等に貢献しているのだなというのを見たわけでありまして。先般NHK等でも報道されておりましたけれども、その調査速報会が行われまして、マスコミで取り上げていられたところであります。近々報告書として出版され、また

この地で報告会もやらせていただきたいというようなお話も聞かせていただいたところであり、私はその報告中で、ようするに研究者がちょっと研究したところを、行政でひとつ課題としてそれを取り上げて研究したらいかかな、という立場でお話しているわけです。本当に地道な調査で1軒1軒目視をし、計測をし、そして推測をするという、本当に単純な仕事をしているように見えるんです。また最新式の微動を測る機械等もありまして、本当に「何をしているのかな」というような感じがして見ていたわけでありまして、それらが1冊の本になると、非常に地震の特徴とか、あるいはこの度は地盤がどうだったかとか、あるいは建築はどうだったかというようなことが書かれているのが見受けられております。

私は、これらの情報を大いに活用されて、市長は、今回の防災計画を見直すと、立てるといふ言い方をされておりますけれども、やはりこういった基礎的な部分からの研究も行政で取り入れるべきではないかな、というふうに考えております。建築行政を司る担当課もあり、担当官もいるわけでありまして、ひとつそういったところから資料等を寄せられまして、研究してはいかかなというふうに思います。私は、その同行の時に教えていただいたのが、雑談の中ではありましたけれども、「震度7というのは無限大だ」ということでありまして、「これ以上の数値はない」ということを京都大学の教授は言われておりました。そして「やはり8を作らなければならないのかな」というように今回の7を見て思ったそうであります。普通、マスコミの地震報道で震度5になると旅の支度をするというのが、彼らの研究の日常活動だそうでありますけれども、7でよくようするに我々のところは6強でありましたけれども、よくこれが持ったなという、研究者自身が言っているような状況であります。

そして先ほど、また耐震基準についてでありますけれども、やはり震度6というものが基準になっているというようなことでありますが、7というものを目の当たりに我々しているわけでありまして、この地域にそれ以上の、ようするに6あるいは今回受けた以上のことが起きる可能性もあるということが、ここで実証されるのではないかなというふうに思います。また高床式住宅という基礎部分についてであります、地盤が強固であります、かなりこれについては「構造基準は満たしているな」というお話でございました。しかしその上に乗っかる木造の部分については「構造基準を見直していかなきゃならん」と、「これについては非常にこれから研究、調査が必要だろう」というようなお話をしておりました。災害が起きてからの対応ということで、前段では協議されているわけでありまして、私は、ことが起こってからのも必要でありますけれども、災害に至らない、あるいは至ってもそれに対する備えをやはり必要ではないかというふうに思います。特に建築物についてちょっと限らせて話をさせていただきますと、公共建築物については、いろいろ耐震の診断をしなさいとか、補強しなさいとかというものが義務付けをされて来ているようでありまして、住宅に限ってはなかなかまだそういうのが、一部自治体ではありますけれども、この辺ではまだされていないということでもあります。

やっぱり住宅に限った問題であれば、支援の手というのは災害が起きてから片付けとか、

実質その本体には手は延びないというような今の状況でありますけれども、私はこの「市民の安全と財産を守る」という立場から考えますと、この「個人財産に事前に補助できないか」ということ。これはもう阪神大震災の教訓で、東海地震等が起こるといふその予想もされているわけでありまして、静岡県、あるいは東京都。都では既に耐震診断、耐震補強についての条例化がされておりまして、それについては、自治体で補助を出すというようなことが実施されているということだそうであります。しかしなかなか自分の家が心配であるということは、こういった震災のあった事件を聞くと、そういうことに走るようでありますけれども、気持ちになるようでありますけれども、なかなか一難去ると、だんだん印象が薄らぐと申しますか、危機感がなくなって来て、なかなかこの事業が進まないということだそうであります。せめて私はこの条例と申しますか、そういったその制度を設けて、そして安心を先ず得ると、耐震診断を先ず受けると、補強するしないはまたその後の問題というふうな段階を追っての施工でいいのではないかなというふうに考えますが、ひとつご所見を伺いたいなというふうに思います。

調査されると判ると思いますが、昭和56年以前の建物が大抵今回も倒壊、あるいは被害を受けたのが多かったのではないかなというふうに思います。そしてまた被害を受けてから、1軒何百万というお金を支援しなきゃならないということからしてみましても、市民の啓蒙を図る上からも、また安心を得る上からも、こういった制度を設けてはいかがかなと。また計画、防災計画と言いましょか、その段階でひとつ検討いただければなというふうに考えますが、ひとつお聞きしたいと思えます。

それからもう、前段の後段であります、若干今、触れましたけれども、行政に全ての支援を願うというのは非常に無理があります。出来る限りの支援をして欲しいというのは、これは被災者であれば、なおもっともなことであります。今回初日に市税、あるいは国保税の減免がされましたが、なかなか実態に合わないというように私は感じました。また職務執行者の段でありましたが、直後に観光協会からの災害に対する救済のお願いという文書が届けられていたようでありまして、それについてもなかなか二次被害、風評被害もかなり深刻になっているというようであります。そしてその文面の中には「固定資産税の減免を」というような内容も書かれておりますが、なかなかその市税、国保税のお話を聞きましても、最後に残る言葉が「市税を滞納していない人」ということがそこに付されるということでありまして、私はその辺が「実態に即していない」という言葉で言わせていただきたいんですが、「困っている人には届かない」ということにどうお考えであるか、ひとつお聞きしたいなというふうに思います。

少し説明をさせていただきますが、市税、国保税の問題であります、住宅家財の10分の3以上の損害額というところでありまして。実際は説明の中で半壊以上という説明がございましたが、被害家屋の被害度では10分の2以上、10分の5以下が半壊というふうに規定されております。そうした中で、何故10分の3以上なのかというあたりが、担当者が県から来た書類をそっくりそこで条例化しただけではないか、というふうに私は思うのでありま

す。何故ならば、県の福祉保健部長は「市町村の判断で適切な減免措置が行われるものと考える」というふうに答弁しているようでありますけれども、厳密に家屋半壊という説明をするからには「10分の2以上の損害を受けた人」ということがやはり、より大勢の方々が対象になるというふうにとられますが、その辺のひとつ回答をいただきたいなど。何故そうなのか。私は「10分の3を10分の2と何故しなかったのか」というところをひとつお聞きしておかなければなりません。

次に私のところにちょっといただいておりますけれども、職務執行者の段で、観光協会が要望しておるものでありますけれども、非常にこの数値は非常に市長も自ら、あるいは議長も経済波及効果、ようするに損害額波及効果ということもところまで考えますと、112億円だということが、実態が報告されているわけで、ようするに予測が報告されているわけですが、非常にこれが如実に利用されてはおります。そして私はもしそれを良しとして、その数値を使っているとしたならば、私はこの「ご支援をお願いします」という5項目の問題について、やはり明確にひとつ答弁をしていただきたいと思うわけであります。ひとつとしては「官民一体のアピールが不可欠で物心両面の力を」と。あるいは「キャンセルが非常に増えて収入が少ない日が続いている。納税の猶予をしていただきたい」と。また、生産性のない固定資産を抱えている方に対しては、ようするに被害を受けたわけでありますが、「固定資産税を含む地方税の減免をお願いしたい」と。あるいは「被災者の融資をしていただきたい」と、この融資については先般、5億の枠を作ったという話でございますけれども、これについては先ほど申し上げましたけれども、「市税滞納のない方」ということがあるわけでありまして、その辺はもう救うに及ばないという考え方なのかどうか。その辺、観光協会の「優良な方々だけ」というようなことであってはならないのではないかな、と思っておりますが、ひとつお聞きいたします。

## 2. 2つの市民病院について

次にもう1点の2つの市民病院ということで、ひとつ題を挙げてみましたが、病院の開設者は市長であります。合併協議の中で城内病院の位置付けは途中で替わりました。私たち大和町民は当時の協議会でも問題になった部分でありますけれども、なかなか何故そうだったかというのは、はっきりした説明が聞けませんでした。私はそれについてやっぱり明解な市長の姿勢が欲しいということで、この題を挙げてみました。ようするに2つの市民病院ということでありますので、この位置付けをどう考えておられるのか。あるいは将来どう集約して行こうとしているのか。あるいはどう機能を持たして行こうとしているのか。というあたりが、私はやっぱり確固とした方針があってしかるべきかなというふうに思います。

基幹病院については、やっぱりそれがあからなかなかなかこの大和病院のあんばいがないのかも分かりませんが、私はやはり「県があって市」ではなくて、「市の方針があって県がまた判断する」という部分が必要ではないかなというふうに考えておりますので、その基幹病院の経過は先ほど、「位置については誘致合戦をしないという、こういう約束がある」という話でありましたが、当時私も大和町議会でも質問しましたけれども、「新市になろうと

している合併協議をし、日にちまで決まっている両町の町長が、基幹病院の位置について明確な考え方を示せないという、これが何故協議だ」と、「事前協議である」というふうに私は言ったわけでありませけれども、なかなかしっくり行きません。「明日は一緒になろうという人たちでひっぱりっこしている、ようするに誘致合戦しているように私は見える」という話をした経過がございますけれども、私はやはりそうではなく、いろいろの方向から考えて、この医療についてはこうだと、あるいは病院体系はこうしようと、こうあって欲しいということはきちんと述べ、そして皆さんの合意を得て、そして一致団結したその場所の選定というのは必要であろうと。そうしないことには県が勝手に決めたなんて話で我々が全てを納得するわけにはいかないのではないかな、というふうに思います。ですので、その辺はやはり明確なやっぱり市長の、市長の独断という言い方は私はしませんけれども、いろいろなその角度から検討した結果、「こうしたい」ということはやはり示すべきではないかなというふうに考えております。

それから大和病院については、皆さんご承知のように非常に医師不足の状態が続いておりまして、産婦人科、整形外科が閉鎖しております。私はこれをどういう打開をして行こうとしているのかというのが非常に見えません。先般の「みつば」でもありましたけれども、院長人事がもう退任間際に決まったと、そして10月31日だと、そして今度受けていただいた、3月31日だと。ようするにこうやって期限を切られての院長人事であります。そして顧問をここで「秋山さんを」ということを明確に示されたわけでありませけれども、この顧問は何のための顧問か。ようするに医師を確保するための顧問なのか、あるいは他所から院長に匹敵する人を連れて来るための顧問なのか、その辺が非常にわかりません。本来、事務長、院長がやる仕事、あるいは開設者がやる仕事が、どうもそのなんと言いますか、職務と申しますか、責任と申しますか、範疇が見えないというふうに私は感じますが、その辺は一切の顧問なんだというのかどうか、その辺ひとつお聞きしてみたいなというふうに思います。

そして私はここに今日、持って参りましたけれども、21世紀に発展する大和医療福祉センターを目指しているという「ゆきぐに健康の杜構想」というこういった冊子が1999年3月25日に我々に配られております。そしてこの医療センターの今後の建設計画があるわけでありませ、これについては一部、八色園が新築されておりますけれども、改築あるいは改装等をやらなければならない部分が沢山あるわけでありませ、この「合併を」ということで、合併後に持ち込まれております。この「健康の杜構想」について、今後どういう位置付けをして行くのか。破棄をし、新たに構築するという考え方を持っているのか。その辺をひとつお聞きしたいんです。我々大和町の段階では、これはようするにあの地域で遂行されるものという認識を持っております。そして、そういった上でいろいろな、医療、行政を見ておるわけでありませるので、ひとつその辺のお考えをお聞きいたしたいと思ひます。長くなりました。第1回目を終わります。

議 長 休憩をします。午後1時に再開します。

(午前11時58分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

休憩前に引き続き、25番・岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 岡村議員にお答えをいたします。

#### 1. 災害に強い市づくりについて

この質問事項の最初の、災害に強いという部分で、災害が発生してからではなくて、災害に遭わないような、被害を受けないような市づくりといえますか、そういうこと、これは本当に大切だと思います。大切だと思いますし、今議員おっしゃったように、議員もそういう専門的な立場であります。日本建築学会ですか、等の資料、これらも十分参考にさせていただいた上での防災計画、これも作っていきたくております。なお議員もそういう専門的な立場でありますので、またその際はそれぞれご提言、ご助言いただければ大変ありがたいと思っております。

個人財産、これに補助という部分であります。いろいろ調べますと例えば融雪屋根等については、一定の補助をしたりしているわけでありますので、これが全く不可能ということではないと思っております。ですがこれも防災計画を立てる際に、そういう部分が補助的な制度に馴染むかどうかも含めまして検討をさせていただきます。免震、耐震診断ですか、これらについても同様の事だと思っておりますので。やはり融雪屋根にしますとこれはある程度、建築をする際、屋根をそういうふうに葺きかえる際の補助でありますので、もしやるとすればやはり補強する、補強しなければならない部分に対してということですか、それから新築の際に、普通の建物であればしなくてもいいところをそういうことでやると、それだけの費用がかかるということでありますから、その辺がどう判断できるか。また財政面ともならみあわせた中で、検討してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

この、減免についてでありますけれども、ひとつは10分の3をなぜ10分の2にできないのかと、これは専門的なことですので課長が後程お答えいたします。

議員おっしゃったこの官民一体のアピール、キャンセルについての納税の特例といえますか、そういう処置とかですね、減免処置、融資の件等、これは観光協会から寄せられた部分でありますので、ここに対応がきちんとありますので申し上げますが、「風評被害対策を講ずること」「地震の終息宣言」。これは、終息宣言はなかなか出せません。絶対ないなんてことが言えませんので。ただ今はもう安全になったということ。それで「イベントの参加」「チラシの配布」「六日町会、大和会、会員の皆さん方への文書の配布」とか。首都圏に向けて私たちも積極的に復興といえますか、それらをアピールして、安全であるという認識を大いに持っていただいて、こちらへお出でいただくような対策は今講じております。「越後魚沼観光開発協議会との連携」これもキャンペーンをやったりイベントをやったりということで、今実施中であります。

この申請による納税猶予、これはご承知のように、そういう、初日であったと思うんですがそういうことをきちんと明示しておりますので、どうかそういう方は申請していただいて、

これから納期の来る部分についてという部分になりますけれども、今まで納めてなかったのをまた延ばしてくれ、とそういうことにはなかなか税の公平性の観点からいきませんが、これから納税時期が来る、期限が来る部分についてのことについては、十分相談に応じさせていただきますのでお願いいたします。

固定資産税の減免、これはやるということで皆さんにお知らせをしてありますので。ただ申請したから全て該当するかどうかというのはちょっとわかりませんが、被害状況に応じてありますので、よろしく申し上げます。

それから融資制度、これは、これも初日だったでしょうか出しましたが、県の信用保証協会との損失保証契約、これを実施するという事の中で、総枠5億円の融資制度を設けました。この中に条件として市税の滞納がないことという、これは含めてありますが、これはひとつ、税の公平という観点から、この1項目を入れなくて全部やってしまうということにはなかなか馴染まないということだと思っております。それはひとつお許しいただいて、これはご利用いただきたいと思っております。

コンベンション等の誘致であります。これは県への要請を現在行っておりまして、何かひとつ大きなイベントとか、そういうことも含めて対応していただきたいということをお願いしております。

首都圏向け特別ツアーの企画は、これは友好都市さいたま市へ向けてということでありましたが、これは東京の神田だとかでのキャンペーン的なものを、また12月27日だったと思いますが、行ってやってまいりますし、28日は新幹線の再開記念部分もやってまいります。今日、実は新潟市長から朝電話がございまして、この震災に対して新幹線が、いかに新潟県の大動脈であって、これが断たれた場合は影響が大きいことがよくわかったと。ついては新幹線の利用も、一生懸命含めた沿線市町村、あるいは県議会議員、そして経済界の皆さん方を網羅して新幹線の利用キャンペーン、これは遠くをみますと、北陸新幹線の開通後、相当利用客が激減するだろうといわれている部分も含めて、今からそういう対策を講じながらアピールしていこうという、年明けに第1回の会議を計画してようであります。そういうことも含めて一生懸命復興の姿をアピールして、大勢の皆さん方からこの南魚沼市にお出でいただくように努めてまいります。

## 2. 2つの市民病院について

2番目の、2つの市民病院ということであります。これは城内病院の位置付けが変わったというのは、議論してあるのが当初は大和病院の中に城内病院が包含をされて院長が1人という、それを院長が2人というその件でしょうか。これは私どもが城内病院の医師を招聘(しようへい)する段階の中で、条件的に院長という立場をきちんと約束すると、こういうことで城内病院に来ていただいた経過もありまして、合併協議の中で若干変えさせていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思っております。基本的なスタンスは全く変わっておりません。

合併によるメリット、これは当然検討しておりまして、具体的には財務会計システムの導

入、事務の合理化、薬剤の納入課の統一によるコストの低減とかいろいろ。人事交流もやっ  
ていかなきゃならんと思っております、そういうことで組織の活性化、それらが実施され  
ると。そしてやれるところからまず手をつけるということでもありますので、よりよい病院を  
目指して頑張っていかなきゃならんと思っております。広報は11月号から両院の広報を一  
本化したもので、全戸配布をさせていただいてるということでもあります。

基幹病院の件でありますけれども、なんといいですか基幹病院の位置によって、特に大和  
病院の位置付けが変わるということだと私は思っております。そういう中で、率先して市長  
がどこが一番いいんだということと言えということではありますが、これは合併前の経過もあ  
りまして、なかなかどこだ、ここだとは……。私はどちらであっても十分、基幹病院の機  
能を果たせるし、あるいは基幹病院を中心とした新しい医療体系といいますか、体制も確立  
できるものだというふうに考えておりますので、どちらかにこだわるということは、今はご  
ざいませぬ。そしてどちらかということも、今言えない立場といいますか、言えませぬ。言  
うつもりもありません。県に丸投げだというようなご批判でございますけれども、これはや  
はり県も県なりに権益の、今度は県は県立病院の問題もありまして、それらも十分勘案した  
中での位置決定になるんだらうと思われまますので。今の大和病院と城内病院だけの問題を考  
えての位置ということにはならないということだと、私は認識をしております。

大和病院の医師不足であります。これは城内病院もご多分に漏れずでありましたけれども  
なんとか、今のところは充足しているということでありまして、この打開策を示せといわれ  
てもなかなか、打つ手が、有効打がございませぬ。とにかく大学病院、それらにお願いをし  
て医師を派遣していただく以外に手はないということでもあります。

この院長人事については、私が就任する前から斎藤先生が3月いっぱいだというお話は伺  
っております。先般、お会いさせていただいて、こういふことで秋山さんが退任されて私  
が市長になった。それも含め、あるいは病院の中の体制、そして今申し上げました基幹病院  
への対応、これらも含めて、「斎藤先生から最低2年ぐらいは院長を継続していただきたい」  
という申し入れだけはしてございませぬ。即答は、まだ得られておりませぬ。若干喘息気味だ  
というようなそういう部分もありまして、「頭はわかったけども体がわからん」というよう  
な言い回しですが、ちょっと、即答を得ておりませぬけれども、それらについてもやはり前  
秋山町長さんとまたよく相談したいということでもあります。

この秋山さんの顧問の役割でありますけれども、これはもう、今までの大和町長としての  
病院関係、大学関係の、やはりなんといいですか、つながり、人脈、知名度、これらを十分  
に活用させていただいて、医師確保に向けて、秋山さんに当分の間 私の顔つなぎという  
部分もあります この医師確保についてご尽力をお願いしたいということで、顧問をお願  
いして、12月1日より就任していただいたところでもあります。十分期待に込めていただい  
けると思っておりますし、なんといいですか、その部分は私が全くタッチをしないで、これも  
また秋山さんや事務長や院長に丸投げだというようなことはいたしません。私も時間の許す  
限り、都合のつく限り出かかまして、それぞれの機関に医師の確保について懸命な努力を続

けたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

「健康の杜構想」。これも結局、基幹病院の位置決定によって大きく変わらざるを得ないということだと思っております。例えば、以前の大和町さんが要望していた場所に基幹病院が設置をされるということになりますと、これは温泉療法等も含めて、相当な効果が期待されるような気はいたします。基幹病院にそれを使うか使わないかは別にして、やっぱり使っていく方向で検討した方がいいんじゃないかと思えます。もし六日町側ということになりますと、大和病院の本当のあり方をもう1度きちんと考え直さなきゃならんと、いうことであります。今の体制でいいのか、縮小するのかまた拡張するのか、これらも含めてでありますけれども、それらを含めて、これからの構想といいますか、基幹病院の位置によって、大きく左右される問題だと思っておりますので、今どうだという断言ができませんが、よろしくお願いたします。

なお、こののちであります、大和病院の事務長から医師の件について、昨日急に話が決まったそうでありまして、若干その件についてご報告を申し上げますので、時間をいただきたいと思っております。悪い報告でございまして、いい報告ではございません。

大和病院事務長　お許しをいただきまして若干のご報告をさせていただきたいと思ます。

小児科医師の診療体制にまつわることでございます。現在大和病院の小児科の診療体制につきましては、常勤医師1名、新潟大学より週2回の非常勤医師の応援を受けて診療をしております。このうち常勤医師1名がニュージーランドのオークランド大学病院に研修に行くことが昨日正式に決定して、昨夜秋山顧問と私ともども医師からお話をお聞きしました。これは学会の機関等を通じて医師が、今までの産科の体制の中も含めて新生児医療等を中心に手がけていただいていた先生でございますけれども、学会の機関を通じて研修を申し込んでおいたものが、先方の受け入れ態勢ができたということで、実現したものであるということでございます。研修の期間は1年ということでございますが、こちらを出かけられるのがまだ実は日にちが決まっておられませんけれども、お子様も連れて行くということで、向こうの新学期の関係等もあって1月の半ばには、というようなお話も出ました。ただこの話は、2、3ヶ月前から内々ちょっとありましたので、代替の、あるいは出発の時間等の延長等の問題も含めて、いろいろお話をさせてきておりましたけれども、代替医師につきましては新潟大学他へかなり要請をしまいたわけですけれども、県内の小児科医師の絶対的な不足という状況の中で、今現在実現しておりません。したがって小児科の診療は、当面週2回の外来診療という形にならざるを得ないと、いうことであります。

それから現在2、3名の入院、あつかつておるわけでございますけれども、入院の必要な場合につきましては、基本的には小児科医師のいる小出病院にお願いするという形になります。そこにつきましては、本日私どもの小児科医師が小出病院の先生方とお会いしてその辺の話もなさるといこともお聞きしております。

また、乳幼児検診、予防接種等につきましては、今までも行っておりましたけれども、非

常勤外来医師の応援及び内科医師の応援等をいただきまして、できる限り支障のないように対応していきたいという考えであります。なお引き続き年内にも新潟大学にまいりまして、小児科の教授、あるいは引き続き医局長等にもお会いする予定でございますので、応援の要請をいたしますし、大学以外の小児科の医師についても、1、2、心当たりもございまして、鋭意、医師確保に向けて努力したいと思っておりますけれども、昨日研修の話が具体的に決まったということ踏まえて、ご報告を申し上げます。

税務課長 1．災害に強い市づくりについて

それでは細部にわたる部分がちょっとございましたもので、私の方から、損害率10分の2、3という点について若干ご説明を申し上げます。

おっしゃられましたように減免条例については家財等の損害は10分の3だというのがまず、市民税であって、しかも同じ条例中に固定については10分の2で半壊の条件を満たすからOKだというダブルの基準でございます。しかも、1番基本になっている国の災害認定基準が、やはり半壊は20パーセント以上の損害率が限定ですので、私も県から来た書類を見て、どうもいろいろあってかなわないなあ、というのは正直ございました。ただ、それより細かい内容について照査するというと被害認定基準にあわないけれど、減免比率を所得によってそれぞれまた比率を決めてしまったものを、いじるのはどうもあんまりよろしくないだろうというのがまず頭にありました。それとあくまでも11月のまず第1週か2週に県から書類が来ましたが、災害対応の性質上あんまり伸ばすのもいかなものかということで、11月12日に専決の伺いをあげて翌日あたり専決をいただいたという経緯があるはずなのでございます。

そこらを踏まえまして現実と適用するかどうかと考えた場合に、議員おっしゃる問題があるものですから、被災された方に、あなたは固定資産は減免しますよと、ところが市民税は駄目ですということは実際言えないと私思ったものですから、担当課の判断で、実は10分の2以上に一律適用させていただきたいということで運用させていただいておりますので、私がここで明言するのはいささかはばかられる点でございますけれども、そういうことでご理解をいただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

岡村雅夫君 再質問させていただきます。

1．災害に強い市づくりについて

前段の調査等のこういった報告を参考にし、というところについては、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。特に担当の課では建築士等もあるわけでありまして。また、こういった次の耐震診断とか、そういうことになりますと診断の、診断士を養成なり、まあ民間でやっていますけれども、また職員でそういったものがあれば、またこしたことはないというような形を思っています。ですので、ぜひ診断士を養成し、あるいはそういったものを市が率先して組織をして、そういった窓口を作って、そしてこの耐震診断を試みたい方、したい方はできると。そして若干の補助を出しますよということで啓蒙していくことは、未然に災害を防ぐという点からしてみると、ベターなのではないかなというふうに思いますので、ぜ

ひ取り組みをしていただきたいと思います。

それから、耐震の問題、あるいは補強の問題で、先ほど申し上げましたが、56年以前の建物、ということは30年ちょっと過ぎた建物ですよ。30年経ったから建て替えられるというものではないわけでありまして、そしてまたこういう時世でありますと、なかなか計画どおりに、潜在的に需要があってもなかなか建て替えられないというのが実情ではないかなというふうに思います。そうした中で不安を抱くよりも、そういった取り組みはサービスの1つとして重要だというふうにとらえます。被害が起きてからでは、先ほどの300万、400万とかというそういった税金を使うようになるわけでありまして、その点もやっぱり費用対効果の問題はひとつ重要かと思えます。特に木造住宅では、非常に今、壁量、要するに耐震に有効な壁の量ですが、その不足とか、壁の配置の偏り等が非常に問題であります。そしてまた接合部の不備というものが非常にありまして、それらをちょっといじるだけでかなりの耐震強化がなされてるといふ、先進事例がありますので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、先ほどの市民税・国保税の問題での、20パーセント以上は半壊であるということを知っているわけですよ。そして要するに20パーセントは10分の2ですが、そうした人たちが対象になれないか。要するに被害を受けた人が、何らかの手を差し伸べられないかという立場にたてば、私は疑問がそこへ出るわけですよ。ですから県に問い合わせをすればいいわけです。自分で判断しないで。日にちがないとか、そういう言い方ではなくてね。そうすると今、福祉保険部長が、とりあえず条例の雛型として10分の3ということを明記してありますけれども、それはお任せしますよと、こういう答弁が返ってくるわけなんです。それが私どものところには情報として入ってきていますので、その辺がやはりトンネル的な条例制定じゃなかったかなと、いうふうに私は感じましたので、そこを指摘させていただいたわけでありまして。やはりおかしいと思ったと現に言っているわけですから、そしたらやはりもう少し対応の仕方があったのではないかなと、いうふうに思います。

次に、固定資産税についてはやるということではありますが、私はこの災害でありますけれども、非常に修繕修理、あるいは更新をしなければならないというような、要するに、償却資産の問題　今回事業所に配られておりますけれども　こういった償却資産についてもやはり、被害状況がどうだったかという時に、一筆あるいはひとつ封書の中に文書入れましてね、「どういった被害がございましたか」ということを書くことによってもう少し被害の実態というのをつかめたのではないかなというふうに思います。

義援金配分届なんてのが、配分で被災者届を出しなさいというようなことでもかなり、今まで皆さんが網羅しているというような話をしていますけれども、実際はもっともっと修復・修繕等はやられているわけでありまして、そういう点をやはりもう少し聞き取り等が必要な部分があるのではないかなと。そしてまた地域的には偏在していることは十分わかっているわけでありまして、そういう点からしても、現に申請主義ではなくて、足を出すと、足を運ぶという姿勢も大事ではないかなというふうに感じておりますが、その点でどうい

ふうにお考えかひとつお聞きいたしておきます。

それから、固定資産税あるいは減免の問題で、公平性という言い方をされましたが、私もそれは十分承知の上で話をしているわけであります。昨今大きな投資をした方、あるいはこの景気の低迷で非常に経営不振を余儀なくされている方、こういった方々が、じゃこういった災害にあった時に、その手当てをするに、資金調達をできなければできないわけですね。修復できないわけですよ。そうすると事業を継続できないと。こういった状況が出てきておるわけでありまして、そういった中で、やはりそこにどう手を差し伸べられるかと。それはやはり、ただ申請だけではなくて、対面で話をし、本当にこの人は立ち直ろうとしていると。そしてこれを機にまた経営相談を受けながらも、また指導を受けながらも立ち直ろうとしているという、そういった気概をくんでいただいて、そして二次保証なり、保証協会の斡旋をする、という姿勢がやはり私は大事ではないかなというふうに思います。これ杓子定規でやりますとほとんどの方は使えませんよ。使ってもなかなか金融機関も、当然金融機関がその中へ入るわけですので、金融機関は不良債権が一番こわいわけであります。そういう点からしてみてもひとつ、ぜひもう一步踏み込んだ対応が必要なのではないかなというふうに考えます。

## 2. 2つの市民病院について

それから、次、病院の問題についてでありますけれども、私は城内病院の問題については新聞記事等でも記事を読んでおりますので、市長の考えていることは若干でもわかると思っています。しかしこの、萌気園の二日町診療所との相互乗り入れをやっているんですよ。医師の交流、あるいは診療の交流。これを是としているのであるならば、そうすることによって医師確保ができていくという、1つの例だと私は感じたんですけれども。今度じゃあ大和病院をどういった形で医師の招聘(しょうへい)をしていくかということになると、大学病院だけでいいのかと、いう問題もやはり出てくるわけであります。その辺はやはり、院長の問題でも、外部招聘(しょうへい)しようとしているのか、あるいは内部からの登用をしようとしているのか、というあたりも我々には聞こえてこないわけであります。そういう点はやはり、短い時間でなかなか議論はできませんけれども、市長としてそういったひとつの、城内病院の経験があるわけであります。そして顧問にお任せするだけでなく、今言われましてけれども、ぜひとも、開設者は市長でありますので、市長の権限、あるいは力量をもって、この大和病院の、要するに、再生というか発展をひとつ考えていただきたいなというふうに思うわけであります。

もう1点は基幹病院の問題でありますけれども、やはりこれだけの病院、あるいは医療体制をもっている市長の言う言葉ではないと、いうふうに私は断言させていただきます。なぜならば、その基幹病院によって全ての計画が進まない。その位置が決まらなければ、これ位置いつ決まるかわかりませんよ、申し訳ないけど。これだけの財政状況でいって、そしてまた着工の時期、それと5年や6年でできる問題ではないと観測する方もいるわけでありますので、それまでこの病院あるいは医療体制をそのまま放置するわけにはいかないわけであ

ります。そういう点からしてみてもやはり、早急な内部調整、あるいは市民との理解をきちんと深めて、そして計画を立てた上でその取り組みをやると。そういう形でないと、今医師がこうぼろぼろ欠けていく、こういった状態はやはり、もっともっと進むのではないかなというふうには私自身も感じておりますので。ぜひ「言える立場にない」というようなそういう消極的なことではなくて、どこかに造るわけですから、どこかに計画をするわけです。計画がいつなのかということも、これはまだわからないわけでありまして。そういう点からしましてもやはり、我が市の計画をきちんと持って、そして「ぜひここに誘致していただきたい」と。そうすることによって、「市民のわだかまりはございません」と、いうことをやはり私は早急に進めるべきではないかなというふうに考えますが、如何でしょうか。

#### 市長 1. 災害に強い市づくりについて

最初のこの、被害状況の把握とかそういう部分、税金の件についてはまた後程答弁させますが、この申請主義でなくて足を運べという、これは言われることはわかりませんが、今の職員の数の中で、全戸、といえますと1万何千世帯になりましょうか、（「地域は偏在してます」の声あり）いやいや、それはわかるところは全部調査をほとんどしてありますので、それから申請も出ているわけですし、それから先ほど副市長の時にも申し上げたんですが、そういう具体的な例があったら教えていただきたいということです。これ全部調べて歩けなんていわれてもこれは到底できるものではありませんし、区長さんをお願いをして、一応みんな調べていただいたということも聞き取りもしていただいたと。それから今、配分金ですね、義援金の配分の関係で、これはまた全戸に一応申請して下さいと。これをいちいち全部全戸まわって歩けなんていわれてもこれは物理的にできないことでありまして、そこはひとつ岡村議員からのご理解をいただきたいと思っております。極力落ちのないように一生懸命努めますので、ひとつよろしく願いいたします。

#### 2. 2つの市民病院について

城内病院につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりで、萌気園の方といろいろ医療のネットワークも構築していこうということで話を進めておりまして、そういう中でまた先生も、堀内先生でしょうか、今度は、萌気の方へ週に1回半日だったと思っておりますけど行くとか、そういう相互応援的な部分はやっております。

大和病院につきましては、あまりにも医師の数が多いものですから、例えば1人どこかの部分が足りない、どこでもいいから見つけてこようこうなりますと、そういう手づるを使えばなんとかなると思うんですけれども、今現在でも3人から4人足りない、また今日は小児科医師が1人足らなくなると。そういう中でやはりある程度大きな大学病院等にきちんとした派遣をお願いしておかなければ、補充がなかなか、いざという時の補充も利かないというそういう意味でありまして、特別どこのことにこだわったとかですね、大学病院にこだわったとかでなくて、先ほど事務長申し上げましたがこの小児科医はもう大学病院ではほとんど無理だろうという。そういう中では個人的なつながりやそういうものを駆使して、どこからでもいいですのでまたなんとか探してきたいと、こういう思いであります。両方、両刀使

いをやらしていただきたい。

基幹病院の件でありますけれども、皆さん方そうはおっしゃいますが、時期は、そういうことがある程度はつきりする時期はそう遠くありません。2年も3年も向こうへは送りません。例えば駄目だとか、例えば建設するからこうだとか、そういうことはそう遠くない時期にわかるもんだというふうに私も確信をしておりますので、それまではお待ちをいただきたいということであります。2年も3年も結論を出せません向こうへ送りますというようなことになれば、これはもう全く話にもなりませんので、私たちは私たちで独自の医療体系をまた築く、そういう方向を模索しなければならないと思っておりますので、そういう意味でお待ちをいただきたいということであります。何も、放置をしてわかるまで知らん顔しているなんてことではありませんので、これもご理解をいただきたいと思っております。

税務課長 1. 災害に強い市づくりについて

市長の答弁で大体ご理解いただけたかと思えますけれども、若干細部について申し上げます。

ご指摘のように疑問があったのになぜかという点については、おっしゃるとおりでございます。ただ言い訳がましいことではございますが、実はこの頃はほぼ六日町及び大和町ですね、旧ブロックごとに大体調べが終わったというふうに考えておまして、ほぼ対象者がわかっていたら、打つ手は後でなんとかなるんであろうというふうな、若干の背景があったということがございますので、ちょっとそこらがよろしくないとおっしゃられているのはそのとおりになるんですけれども、そういう点で若干取り組みが歯切れが悪いのかもわからないという点がございます。

それと、いろいろご指摘のある中で、個人を対象にする救済と、それから法人までひろげるかという営業までひろげるかという問題につきましては、税務課の方で対処している、いわゆる分野で考えますというと、応急修理にしましても再建修理につきましても、あくまで個人がベースになっておりますので、その点につきましてはほぼ私どもが従来やってきた方法でご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

市長 1. 災害に強い市づくりについて

この滞納者への扱いであります、本当に心情としますと、こういう際でありますからご利用いただけるような方法を、という思いもありますけれども、これはやっぱり市がですね損失補償をしようというところでもあります。事故率2パーセントをみております。2パーセントと。ですから5億全部融資したとすれば1千万はこれはもう、なんといいいますか、事故があると、そういう想定をしながらやっているところでもありますから、そこまでやはり踏み込めないということでもあります、なかなか。滞納者がそれを例えば利用して、倒産した事故があったということになりますとそれに対する補償をするわけでもあります。保証協会に対してですね。そうしますと、滞納があつてまたその部分、それはちょっとなかなかできないと。そういうことをご理解いただきたいと思えます。

岡村雅夫君 1. 災害に強い市づくりについて

最後の市長の答弁で、私もそれは十分わかっていて話をしております。しかし、ということは要するに手当てができなければもう衰退、たんでしまわなければならないという人が出てしまうということなんですね。それを一歩踏み込んだ形で、相談なり経営相談なりという形を取れないかと、こういうことなんです。ということは、水道料の問題であろうが保険税の問題であろうが、固定資産税の問題、全てある程度その町、対町としての対象者を把握できてるわけですよ。所得の問題でも。そうでありますので、それをあからさまにしるかそういう問題ではなくて、そういうのを踏まえてこの人がどういった意欲を持ってる方だかと、こういうことがそのひとつの原点の考え方なわけです。無担保無保証なんていう制度もあるわけでありますので。その点、担保のない人、あるいは保証人のない人には金貸せないというのが今までの原理ですよ。そういう点でひとつ、ここで即答は無理だと思いますのでひとつ。

ただもうひとつ、例えば、（1分しかありませんが）五日町スキー場、産業建設委員会で見ましたが、こういった状況の中で、これだけの経済状況の中で、あれを再生するということになると、いかなもんかと、こういうことになるわけです。大変ではないかなというふうに思いますよね。「それは個人で寄ってやってることだから知らないよ」というわけには、多分何らかの援助があればうまく再生するのかなというような感覚、感じも私は見受けたんですけども、そういう点ではやはり、個人という問題ではなくて法人という問題で、あるいは組合という問題で考えた時にどういったことができるとお考えか、最後1点お聞きして終わります。

#### 市長 1. 災害に強い市づくりについて

この融資についてその滞納者ということでありますから、例えばその、当事者がそれぞれ相談を申し上げたいということであります。それは十分今まででも、税金の滞納分についての納入方法や、そういうものについてはずーっと相談に応じながら、それこそ倒産させるなんてことをしないで、やってきていたわけでありますので、そういうことについての相談はいくらでも受けます。ただ、やれることとやれないことがありますので、それはひとつお許し願いたい、どうぞひとつ相談にお出でいただきたいと思います。

五日町スキー場を、今は1番被害があった部分でありまして、これらの復旧が、ほとんどの国・県の事業としては手が出ない、手をつけられないという部分であります。これらにつきましても、ひとつの大きな産業であります。基幹産業のひとつでありまして、そういう観点から地元の皆さんといいますか、スキー場関係者、あるいは民宿関係者その地域の皆さん方それぞれ皆さんと協議をしながら、何らかの方法は考えたいと思っておりますが、まだ具体的な策はございません。ございませんが、必ず復旧・復興できるような方法をお互い模索していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡村雅夫君 終わります。

議長 以上で、25番・岡村雅夫君の質問を終わります。

次に、質問順位23番、議席番号26番・笠原幹夫君の質問を許します。

笠原幹夫君 通告を2点しておきましたが、それぞれ多くの方から質問がありまして、ダブる部分がたくさん出てきておりますので、できる限り重複は避けたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 1. 防災計画の見直しについて

まず最初に防災計画の見直しということで通告をしておりました。防災計画に地震に対する対応がほとんどなかったということで、そういう反省の元に、また今回の想像もしなかったような震災を経て、防災計画を根本的に見直していくと、いう点については当然のことといえは当然のこと。しかもその中で特に地震対策の位置付けを明確にしていくと、いうことはぜひとも大至急やってほしい内容であります。

私はその中で、情報機器の整備計画とかそういうことは当然必要ですし、また今回の経験から言っても、きわめて気になった部分でもあります。しかし同時に、指示といいますか指揮命令系統、こういうものが消防団や、あるいは行政の中でのこういう系統というのは、かなりこう明確に示されておりますけれども、いわゆる住民との関係で、こういうきちんとしたものができていたかどうか。地震でなくても他の台風や水害、こういった問題でも同じことですが、非常にそういう点も弱かったのではないかと、いうふうな感じを実際の経験の中で感じております。

特に今回、震源地の地域と違って、勧告とかそういうことはなかったわけですが、自主避難という形で多くの方が避難所に集結したわけですが、そしてそれは、地域の俗にいう区長さん、あるいは消防団の各部長とか、これらの人たちが相談の上で、そういう指示をして住民がそれに従ったという形です。しかし中には1つの避難場所にいくつかの区が避難をするという状況もあります。したがってそういう点では、そこに集まっている人たちが、それぞれ自主避難の話聞いて集まってきているけれども、皆受け止め方は違うわけですね。それぞれ区長なり消防団がそれぞれの自分たちの集落の人たちに話をするわけですから、皆違って当然のわけですが、しかし集まる所はひとつ同じ所。これはなかなか今度、その後の指示とかそういうのが非常に難しい。相談をしてきちんとしない限りは駄目。しかしそれは誰がやるのか。皆遠慮して自分の集落の人たちにだけ話をする、そういう状況でなかなか全体に1つの方向性が出てこない。こういう問題があった、というふうに感じてます。

もちろんそれぞれの区長が1人で個人でいろいろを考えてやるわけじゃなくて、村の役員とか、あるいは消防団の幹部の皆さん、あるいは議員がいれば議員とも相談をして、いろいろなことを決めていくわけですが、しかしこれらのことが、この防災計画の中で明確になっているかどうか。私は後で防災計画を読んでみてもあまりそのことが明確になっていない。しかし住民にしてみれば、この前もなんらかの席で話をしましたが、勧告だかなんだかなんていうのはわからないんです。とにかくそういうのが上から命令がきたというふうにしか受け止めないわけですから、自主避難なんだがといっても、ちゃんと役場なりなんなりがそういう指示を出して集まっているというふうに受け止めているわけです。

今回特に問題になったのは、ある程度の時間が経過しまして、家へ帰りた、い、「帰っても

いいでしょうか」と聞きに来るんです。区長なり消防団、村の役員のところへ。しかしなんといいかわからない。いわゆる任意のところでは話が出てそういう命令をしてみたけれども、さあ撤退するという時になったら、誰がどういうふうにして判断していいかわからない。それで行政に、ということで対策本部の方に電話をし、対策本部の方は「自主避難ですから勝手にやって下さい」「そちらで判断して下さい」。取り付く島がない。だいぶ頭へ来た区長さんもいたようです。そういうことを考えてみた時に、しかも区長さんというのはほとんどのところが1年、長いところでも2年ぐらいです。すぐ変わるわけですね。例えばこういうことについて防災計画の内容をきちんと決めてやっても、地震なんてのは何年に1回何十年に1回というサイクルですから、それに遭遇する区長さんは運が悪いといえば運が悪いと、いうことになってしまうわけで、それを全部頭の中に入れておくなんてわけになかなかない。そうすればやはり1年に1回なり防災訓練の時とかそういう時に、きちんとそういうことを指導して頭の中に入れていてもらう。そういうことをやっぱりきちんと位置付けてやらなければならない。そのための防災計画ではないか。どなたか触れましたけれども、やはり防災計画というのが、行政と消防団、その側から見た計画になっていると。住民の側から見た計画になっていない、というところに大きなやはり弱点があるのではないかと、いうふうに考えております。したがって防災計画の見直しについては細かい点についてはいろいろ皆さんも指摘をしましたので、触れませんが、その点について市長の考え方、これをお聞きしたいと思います。

次に、公共施設の耐震強化策の問題であります。常任委員会の委員長報告の中でQアンドAに書いてありましたけれども、56年以前に建築したものは審査を行っても56年後の基準にあわない学校が多く出てくる。財政的にしかしこれを全部やるとすれば、対応が非常に難しくできない。ということを行った上で、12月24日頃には全体がきちんとまとまるので、優先順位をつけてやっていきたいと。この考え方は別にこれでいいと思います。しかしこの、答弁の中では56年以前と以後では大体半々ぐらいだというふうな言い方をしています。財政的にそれを全部、今手当てをするというのは確かに大変でしょうけれども、しかし時間がかかっても全体をやろうとしているのか。あるいは今当面、問題のあるところだけをやる、という考え方なのか。この優先順位をつけてやりたいという意味は、いずれ全部やるけれどもどれが一番早くするか、そういう優先順位をつけるという意味なのか、その辺の考え方をお聞かせを願いたいと思います。

先般、私ども総務文教委員会では、学校施設を中心に現場を見せてもらいました。学校施設の被害総額は4,195万円と、その当時明示をしましたがけれども、私ども見て、素人でも見てもとてもそれじゃあがらないのではないかと。どの程度が応急処置なのかという問題もありますし、その当時はその時点での見た感じでそういう被害額をまとめたのだと思いますけれども、私はもっとやはりかかるのではないかと、いうふうな感じをうけました。この応急処置も含めて、どんな形でこの耐震強化の策を打っていくのか、これについての考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。

なお、道路とか水路とか、林道も含めてですけども農道、こういったものについての被害は一定のものは弾き出せるわけですが、いわゆる個人の被害については、なかなか弾き出せない。いろいろ個人の調査、被害調査をしたという点では、私どもその被害調査をした結果、「あなたのうちはこのくらい被害をうけています」という話は聞いていませんのでわかりませんが、この個人の被害については被害額というのはまとまっているのかどうか。田んぼなんかもちろんその範疇に入りますが。したがって公の施設、そういったものについては一定の把握はできているというふうに私ども認めますけれども、この個人の被害について、お聞かせを願いたいと思います。

防災計画が見直されるという中で、私は特に、先ほども触れましたが、地震がすぐにまた繰り返す来るということは、考えたくはありませんけれども、しかしこれは明日おきても不思議じゃないというふうな言い方もしております。というのは特にこの辺がいろいろプレートの交差する場所、あるいは活断層の交差する場所というふうにいわれている中で、識者も「30年以内に震度5以上7までの地震が来るだろう」と、「来る可能性がある」というようなことを言っている学者もたくさんいますし、また、学者ではないかもわかりませんが、1月の15～16日という日にちまで特定をして、いろいろテレビ等で言っている人もいます。いずれにしろ、いつおきるかわからない、そういう状況であります。したがってこの防災計画を、防災計画を作れば全て事足りるわけじゃありません。それが住民の中にどう徹底されるかが大きな問題になるわけですので、ひとつ、至急これを作り上げて、そしてやはり住民の中に持ち込んで、これがやっぱり住民のものになるようにする、そのことに努めていただきたいというふうに考えています。防災計画の見直しについては以上で終わります。

## 2. 地方財政の見直しについて

次に、地方財政の見直しということで、これも多く方からいろいろ質問がありましたので、ダブらないようにしたいと思います。

### 1) 三位一体の改革で市財政はどうなるのか

三位一体の改革ということで、盛んに言われてまいりました。この11月26日には、三位一体改革の全体像というものが出されました。「なかなか財政問題はわからない」というのが率直な感想ですが、読んでみますと、補助金、税源移譲、地方交付税、大体この3つに分かれている書いてありますけれども、全体をみて感じたのは、やはりあれこれ言っても、地方に対して国からの金を極力削っていくと。そういう内容のプランだというふうに受け止められます。補助金では17年18年度の2カ年で2兆8,380億円を削減すると。それに対して税源の移譲ということで3兆円規模とっていましたけれども、その時点では2兆4,160億円だと。その中身としては主なものは義務教育費、8,500億円ですか、これを2年間で削減すると。17年度は4,250億円を暫定措置として税源移譲の予定交付金に振り替えると、こういうふうなことを言っております。またその他には、私たちの暮らしにも密接な関係をもっている生活保護費だとか児童扶養手当の補助率の見直し、こういったものを今後も協議機関で進めてくということ。地方交付税については、17年18年

度は、総額を確保するように努めるというふうな表現になっております。しかし、これをうけて地方6団体ですかね、共同声明を公表しています。ちょっと読んでみますと、そのさわりの部分では、その内容についてみると、「多くの課題が先送りされるとともに、地方の改革案の主旨からして不十分な点が多い」というふうな地方6団体は国の全体像に対して声明を公表しました。このとおりではないかと、いうふうに考えます。

先ほど市長は、これらを踏まえて来年度の予算編成に向けて、今これからやるところなのだということを言っています。確かに、地方財政計画が出されないとはっきりした数字というのは出てこないのかもわかりませんが、今考えられることで、これらの三位一体の改革が実施をされると、この自治体、南魚沼市としては、どんな影響を受けるのか。また今まで考えてもいなかったような影響というのは出てこないのか。補助金の削減の問題では、16年の予算編成当時、12パーセントも減ってくるというようなことが盛んに言われたわけですが、それらがこの17年度の予算編成期の段階でどういうふうに変ってくるのか、お聞かせを願いたいと思います。

## 2) 合併と特例債と建設計画の関連について

もう1点は、合併と特例債と建設計画の関連ですが、建設計画については、市長はまだはっきりしていないというのは総合計画を立ててそこできちんとなるので、それがまだなのできちんとした数字は出せないというようなことを言っています。けれども少なくとも合併の論議の時には、こういう都市計画に基づいて、建設計画に基づいてやると財政的にはこうなります、そういうことをシミュレーションして住民に賛否を問うてきたわけです。したがってそれがどういうふうになるのか、あのシミュレーションがほぼそのまま通用するのかどうか。そのくらいの判断は、当然今の時点ですいていると思います。

私が特に心配したのは10月5日付の新聞ですが、「佐渡市の建設計画破たん」という記事が出たと思います。当然読まれていると思いますけれども、この記事を見てみますと佐渡市は3月に合併をしたわけですが、いわゆる三位一体の改革に伴う交付金・補助金減額の影響で、佐渡市では今後10年間で734億円の大規模な歳入不足に陥ることが分かったと。不足は今年度だけでも39億円に上るといって、合併前に作った新市建設計画は、初年度で破たん。市は同計画で決めた100以上の全事業を一から見直す作業に取り掛かっている。こういう非常にショッキングな記事が出ていました。ショッキングな記事と同時に「ああ、やはりなあ」という感じも受けました。佐渡市ではこういう結果が出るということが、今年、16年1月の段階からあったそうです。もちろん新市の建設計画が、佐渡市と南魚沼市とは当然内容が違うわけですから、同じには論議はできませんけれども、しかし傾向としては同じような傾向にあるのではないかと、いうふうに考えるわけであります。合併特例債事業が佐渡市では総額685億円と計上していたそうであります。したがってこの特例債事業の総額を上回る歳入不足となるわけであります。この結果を見て、ある佐渡の市議員はこう言ったそうです。「合併前、住民に説明した多くの事業ができなくなりました。これらの説明責任をどうすればいいのか。夢があるから合併に納得してもらったのに」と話

しているそうであります。これはひとえに小泉内閣の三位一体改革による交付税補助金の削減がその要因にあるといわれていますけれども、それは佐渡市だけではない、南魚沼市も同じ条件であります。そういう状況の中で、今考えている新市建設計画の中で、特例債の活用とそして全体の財政シミュレーションとの関係は、全く変化がないというふうにとらえていいのか。あるいはこういうふうに変わってきているとすることができるのかどうか、聞かせてほしいと思います。なお総務省の合併推進課はこれらについて、「一般論だがそもそも財政事情は厳しい。将来のことは予想しきれないので、こちらの立場で助言することは難しい」なんだか他人事みたいなコメントを出しているようであります。

特に市長は合併特例債の使い方については、「それで全部新規事業をやるというようなことは考えていられない。そんなことをすれば当然破たんすると。だから今、一般財政でやっているような事業を特例債に該当させる分は全部該当させるという努力をして、やっていかなければならない」ということを言っていますが、それはそのとおりだと思いますけれども、しかし例えば、塩沢町の編入というようなことができたとするならば、庁舎の建設の問題も日程に上ってくるでしょうし、また今回の大和地域での温泉の問題も、特例債を活用してみたいなことが既にかかれていています。したがって特例債がどの程度で抑えられるのかというのも大きな関心事であります。そういう意味で現時点での見通しを、お聞かせ願いたいと思います。以上で第1回目の質問を終わります。

議長 笠原幹夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 笠原議員の質問にお答えいたします。

#### 1. 防災計画の見直しについて

防災計画の見直しの中での、特に指示・指揮命令系統、これでありませけれども、確かにここで災害対策本部長が首長になりますので、ここで出した指示・指揮命令等が、全ての住民にどう伝わっていくかというこれを本当に一番考えなければならないことであります。やはり職員もそうありますが、消防団、まあ私が消防団長に指示をしてまたそれが出るという部分があります。ですのでそういう指揮命令系統については、やはり消防団を通じて出す方が一番確実であるし、また伝わりもきちんとするだろうという思いですけれども、いろいろやはり問題もありますので、例えば消防団員がいない部分ですとか、昼間の部分、そういうこともありますので、それらも全部抱合した中で、どういう形をとれば一番いいのか、これを検討しながら防災計画をきちんと作り上げたい。そういうことであります。

大巻地区で一時ありました、わざわざ役所まで来ていただいて、「どこそこの地域のものだけでも、俺はどこへ行けばいいのか」と。「じゃあ開発センターに行ってください」と言ってその人が帰ったら、その区の区長さんは全く別のことを言っていたとかですね。なにしろ乱れた部分があったんです。そういう経験もありましたし、ちょっと立場がある方でしたので私たちも「じゃあそうしてください」と言ったら、ぜんぜん区長さんと話が違っていたということでありましたので、そういうことも非常に気をつけなければならない。そういう方が来たから、それが全部区の総意であるとか、そういうことではなかったとことありま

したので、それらも非常にこれからは気をつけてやらなければならないわけでありまして、そういうことも含めながら、検討していきたいと思っております。住民との間というのは結局、避難命令まで出せば 出せばという言い方は悪いですかね そういう事態になった時は、完全に指揮命令下に入ってもらわなければならないわけですが、自主避難というのは非常に難しい部分です。難しい部分ですが、今回も、すぐ職員が調査に出て、あるいは消防団員等も出てもらって、区長さんもすぐ動いていただいて、その中で避難勧告、避難命令を出すには至らないという判断をさせていただいたわけですが、やはり不安で非常に大勢の方が避難されたということでありまして。そういうときに、確かに撤去の時も、問題がありましたが、私共は本人が、まだここにいたいというところをずっと追っかけて、特に地域振興局と保健センターには大勢の方々が、相当長きにわたって避難されておりました。それも夜だけの避難に来るわけでありまして。そういう状況もちょっと続きまして、一応最終的には、お話もしたりしながらお帰りいただいたという経過もありますが、そういう自主避難的な部分であっても、やはり本人がそういう不安を持っている、家が大丈夫であってもひとりで不安だとか、そういう部分も受け入れながら、今回は避難に対応したということでありまして。

ひとつだけ避難場所を集約しようということを出した文章が、1～2の区長さんから大変な誤解を受けまして、ひどく怒られて大変でしたけれども、一応後程ご理解いただいたということでありまして。そういうトラブルがありました。それらも本当にいい経験でありましたので、そういう経験をすべて生かしながら、新しい防災計画の中に、この指揮命令系統、確かに一番大事なことなのです。そこをきちんと形づけるような防災計画を立てていきたいと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

公共施設の耐震強化策の年次計画。これは50数カ所あるうちの約半数以上が56年以前の建物で、耐震施設になっていないという部分であります。新しい法律の中で。これは年次計画を立てて公共施設の耐震化に努めたいということでありまして、例えば5年後頃には、ある意味では廃止をしたい部分とか、合併をさせたい部分とか、そういう部分もないばかりではないと思います。まだ分かりませんが、そういうことについては若干後回しになるかも知れませんが。一応市で抱えている公共施設でありますので、不適格だと言われていながら構わないでおくなんてことはできませんので、財政の許す範囲の中で、一応全部でやるという方向であります。ただその中で統合したり、あるいは廃止をしたりという部分が出てくる施設もあるかも知れませんが、それらについてはそういうことでもあります。

この被害額であります。所信表明の中の7ページにちょっと書いてありますけれども、個人の住宅被害。棟数といいますが、件数だけあります。被害は、調査は一応してありますが、ここに数字であらわしてもあまり意味がないということで、集計はしてありません。例えば井口一郎の家は、瓦が10枚飛んで大体このくらいの被害だと。そういうことはだいたい把握はしてあります。それでこのことにつきましては、今度は義援金の配分の際に、一応5万円の義援金の配分する方は20万円以上の被害額ということに、この間の配分委員会

で決めていただいたそうでありますので、一部損壊ですね。全部、半壊はだいたいわかるわけですので。そういう部分がまたどの程度出てくるのかわかりませんが、それらはだいたい調査をしてあるつもりですが、どの程度また申請があるか。あるいは調査した件数より少ないということになるかもわかりません。それらを最終的に集計しながら件数、棟数についてはまとめていきたいのですけれども、額については一応、個々の目視での大体の被害額は、税務課の方で概ねの調査はしてあるということでありますが、総計はここに出しておりません。

農地関係につきましては、13万円以上で、激甚災に適用される部分については全部拾い上げて、これは額の中に入っておりますが、小規模災害といいますか、それ以下の部分については今、ほぼ拾い出しが終わりかもしれませんが、いま集計中でありますので、これがどの程度の額になるかちょっとまだわかりません。これが何千万円単位になるのかどうなのか。もしあれでしたら農林課長から後で今の状況を、お答えさせていただきます。

優先順位をどうつけるか。耐震構造に変えていくと部分については、これはやはり使用頻度が多いとかですね、例えば学校とか、そういう部分からやっていかなければならないと思っております。

## 2. 地方財政の見通しについて

地方財政の見通しであります。ようやく来年度の交付税の総額が、きちんと見えてきたという部分でありますし、先ほどもいろいろの議論の中で、補助金の廃止、税源移譲、その差額はまだ4,000億円以上あるという部分であります。それから義務教育費の補助金の廃止等も2年間にまたがって、来年度が半額くらいですか、地方6団体が要望していた部分からの半額。その次に満額とか。地方6団体からしますと、一気に地方の時代、地方分権という部分を目指したところが、なかなかそういうことに至らないところがまだある。それから公共事業関係もほとんど無視されたといいますか、そういう部分もあったということで、こういう声明になったのかもわかりませんが、確かに地方6団体から出された改革案と比較をすれば、不十分だと思いますけれども、実際のところ地方6団体の案が出るときに、私どもが全然協議の中に入れてもらっていないんですね。六日町長時代ですけれども、何のこともない。そして例えば治山事業が要らないとかですね、いや要らないではない、補助金を廃止すると、そういう部分がパーンと出てくるんです。それは全く末端の私たちが知らなかったのかもわかりませんが、それは県の町村会の幹部が決めて出したのかもわかりませんが、一切そういう議論の中に入れてないで、そしてドーンと出たのがああいうことだったのです。ですからほとんど大多数の、特にこういう山間部といいますかの市町村長に至っては、その案でいいなんていうことはあまり思っていないと、私はそういう気がします。私はあの案でいいとは思っていませんでした。ですからそういうことも含めて、非常に緊急に取りまとめるということもありましたので、全権委任的なことがあったのかもわかりませんが、そういうことも含めて、これからはやはり地方6団体であるとか、そういうことが出ず改革案といったものについては、もう少しやはり末端の市町村の意見を、きちんと把握したうえで

出してもらいたいということは、今度はきちんと申し上げたいと思っております。全然話がなかったという、これだけは事実でありますので。その中で賛成できるもの、あるいはあまり私達が賛成したくないものと、それはありましたので、それはそんなことであります。

それで長くなりましたが、説明時のこの財政シミュレーション、特例債の活用。特例債の活用につきましては、議員がおっしゃっていただいたとおりでありまして、そういうことを優先しながら、新規のものも当然出てくるわけでありまして、皆さん方に説明会時に約束した部分。特例債を使つての事業はすべて担保されたものでありませんということだけは言っております。この中から優先順位をつけて、そして10年間の中で実施をしていこうということです。じゃあ説明時の財政シミュレーションは、あのとおり行くのか。あのとおり行かせるように、これから努めたいということでもあります。しかも10年を過ぎた後には、赤字が増えていくという部分を、この10年間の中で体力をつけていかなければならないということでもあります。あのシミュレーションどおりには、10年以降は行かないように、ちょっとずつ上がっていくようにしなければならぬ、そういう思いでこれから財政計画をきちんとやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。合併の象徴としては、今年度両庁舎に自動交付機を納入しますので、これで皆さん方からまず合併して、「ひとつはまず、いいことができたぞ」とこういう気分になっていただいて、徐々に徐々にその機運を盛り上げていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐渡市の件ですが、新聞を見たときは私も本当に驚きました。それですぐに財政担当に「南魚沼市はまさかそういうことはないだろうな」という確認をした所ではありますが、ご承知のようにやはり10市町村ですか、結局合併の駆け込み的な部分で、非常にそれぞれの旧自治体が相当な事業を盛り込んで作った。それをただただ積み上げていったということだと思っております。私たちはそういう面では2町でありましたので、そんなに無理や無駄なことを考えないで、そして良い市になろう、という部分を作り上げていったと思っておりますので、ああいうことにはならないという確信は持っております。それで先ほど申し上げましたように、シミュレーションどおりに、とにかくやっていきたい。そのための努力を一生懸命しなければならぬということでもありますので、よろしく願いを申し上げます。落ちがあったらまた再質問でお願いいたします。

#### 農林課長 1. 防災計画の見直しについて

それでは小規模な農地災害等の件数、ならびに推定している被害額についてお答えをさせていただきます。大体被害につきましては、旧大和町の魚野川沿いといいますが、西側の方が中心になっておるわけでございますけれども、ひび割れの位置数が91件。凹凸の圃場が158件。1部は圃場の崩落、または畦畔の崩落というようなことで約12件となっております。1番被害が多かったところは、後山というところになるわけでございますが、一応市の方では被害額について調べたわけではございませんけれども、この被害については一部ひび割れ等が入ったり一部のところで液状化による凹凸が発生したというようなことから、土地

改良区等から被害を推計していただきまして、約1,000万円というような被害推定額が出ております。この推定額につきまして、先ほど市長の方からも説明がありましたように、春の作付けに間に合うように、小規模な農地災害につきましては、土地改良区・市ということで、対応させていただくということでございますので、よろしくお願いたします。

笠原幹夫君 1. 防災計画の見直しについて

その被害の方で農地の方はわかりましたが、個人の家屋等の被害で、一応調査は全部してあるということです。これは個人票といいますか、1枚1枚個人の票を作っていると思うのですが、そこには被害額も入っているのですね。入っていますね。はい。というのは、行政が関係する公共施設とかそういうものに対する被害はパッと出てくるのですが、ではその他に個人が、自分でやらなければならないとか、一応自分で復興しなければならない部分ですよね。その部分でどのくらいの被害があるのかというのが、どうもいつも後回しになってしまっているのです。できればやはりあくまでも推定で目視の段階で、推定ですけどもということで、もし本当に数字があるのなら積み上げたものを、報告をしていただきたい。このように考えるわけですが、今無理なら、後でも結構ですが、ひとつお願いしたいと思ます。

2. 地方財政の見直しについて 2) 合併と特例債と建設計画の関連について

それから合併特例債と建設計画の関連ですけれども、今ほど「南魚沼市は佐渡の例にはならない」というふうに言われましたが、それは結構なことですけれども、しかしそのベースは共通しているわけですね。三位一体の改革と。ただそこに、いろいろな条件に甘さがあったかどうか違って来たんだらうと思ますけれども、しかしそういう中で、やはり本当に建設計画の中に盛り込まれたようなものが、例えば担保はしていないと言いながらも、一般の人はそれを見れば「ああこうなるのか」というふうに見るわけですから。それが実際は「これは駄目でした、これが駄目でした」と言えば、何だという話になってしまうわけです。そういう点でやはり私どもはその当時から、本来ならば「これは特例債を使ってやりたい」「これはそうではない」ということを別けなさいということ、盛んに主張したわけですが、それをできないということで今の形になったわけです。したがって実際の話、このままだと建設計画というのは、かなり年数が経たないとはっきりわからないと。実際どこまでどうなのかわかるのか。という感じがするわけですが、それはそういうことでいいのでしょうか。私はもっと早めに総合計画だって3年間ぐらいですか、実施計画がね。だからその実施計画にのらないうちはわからないと言われればそれまでですけれども。しかしやはり合併に対する皆さんが、期待ももちろん持っているし、同時に不安も持っているわけですので、できるかぎり早い時点で、まちづくりの全体像を明確にしてもらいたいという点で、市長の考え方を、もう1回聞かせてもらいたいと思ます。以上です。

市長 2. 地方財政の見直しについて 2) 合併と特例債と建設計画の関連について

この合併後の新市の姿、まあ全体計画であります、何回か申し上げておりますように、総

合計画審議会、大和の地域審議会、これらをなるべく早く組織させていただいて、そして姿をきちんと出していききたい。それは実施計画は3年ですけれども、基本構想の中にきちんと入ったとかですね。基本計画の中に入ったと。そして実施計画にはこう盛られているという、そういう部分で市民の皆さん方からも、ある程度はつきりした姿を見ていただきたいと思いますので、極力早めにその方向を出したいと思っていますので、よろしくお願いたします。

税務関係については、税務課長が申し上げます。

税務課長 1. 防災計画の見直しについて

お答えいたします。先程来、何名かの方から被害額のお話が出ています。数字の点で基本的に、私どもが厳密に考えるということ出せるのだけれども、出していない経緯が実はあるのです。こういうことでございます。被害認定をする場合には、阪神淡路大震災の結果を受けて、判定方法が一応確立したことになっています。それはあくまでも建物の構成別に、10種類ほどに区分をいたしまして、あくまでも率で出していくのです。そうすると建物が1億円であろうと500万円であろうと、一応出るのです。出るのだけれども損壊率で判定するための数字なものですから、額そのものは無視していいというのが基本的な考え方にあるわけです。一方で額でまいりますと、実際その建物の評価そのものが問題になるわけで、時価額でみるのかあるいは課税額でみるのかいろいろ出てまいりまして、そこらに戸惑いがありまして、スパッと割きれない部分がありました。一応担当者が行きまして、これは県の方に、一応、国から基金から金が出る以上は、厳密なデータが要りますので、その厳密なデータの必要なものについてはとってございます。ただ先ほど申したように額の算定については、非常にあいまいでございまして、細かい算定にはだいたい3人1チーム行って大体2時間はかかるのです。ところがそれではとても300件以上のものが調査はできませんものですから、軽微なものについては1名ないし2名で行きまして、判定をさせていただいたもので、おおまかな金額は掴めてございます。ですので積算したデータはございますので、一応その調査対象になった260件の家屋、住家については積算が出せますので、後ほど折を見て、数字は災害対策本部を通じてお出しさせていただくと。ただ極めて厳密な、先ほど申しました前段の被害認定については、今は簡単に申し上げましたけれども、骨子を言えばこういうことでございますが、個々の問題はくどいようですけれども、厳密な算定数字から金額が出てくるものではないということで、ご理解をいただきたいものでございます。

笠原幹夫君 はい、終わります。

議長 以上で笠原幹夫君の質問を終わります。

休憩をします。再開は2時45分とします。

(午後2時29分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後2時45分)

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。質問順位24番、議席番号35番・中俣誠君の

質問を許します。

中俣 誠君 1. 清津川水系よりの水利権について

それでは通告によりまして、清津川水系よりの水利権について一般質問を行います。

最初に判りきったことですが、水利権とはどういうことかということで、私は大辞林を広げてみました。それによりますと、「公水、ことに河川の水を灌漑・発電・水道等の一定の目的のために、継続的、排他的に使用する権利。用水権」とこういうふうに書いてあります。この問題、水利権という問題について歴史をちょっと見てみますと、発電所については、南魚沼郡誌だとか、その他の資料によりますと、東京電力湯沢発電所は大正3年10月、長岡の方だそうですが山口タツタロウ氏という方に水利使用権が許可をされました。大正12年の5月に発電が開始され、使用水量はそのとき毎秒6.12立方メートル、その後2回の水利使用期間更新許可を経過して現在に至っています。その下流の石打発電所は大正15年11月に3年ほど遅れて発電を開始、使用水量は毎秒13.5立米となっております。

次に土地改良とか改田事業でありますけれども、これも南魚沼郡誌等によりますが、一番古くは西部改田であります。その一部をちょっと手短かに紹介をしてみたいと思います。ちょっと手前味噌になるようなところが出て来るかも知れませんが、お許しをいただきたいと思っております。

大正末期から昭和にかけて我が国の内外の情勢は多事多難であった。その上年々激増する人口問題とあいまって食料対策は緊急かつ重要問題となり、政府は新規開墾による生産増強政策をとるにいたり、開墾助成はいよいよ強化された。当時、その大正末期当時、六日町長であった中俣ヒロヨシは過少耕地に悩む地区内農家経営を改善し、これを合理化させるために西部改田事業こそ唯一絶対の施策と信じ、昭和4年1月に大巻村の村長、笠原ツネシチ並びに藪神村長、高橋ソウヘイ等と協議、耕地整理組合創設準備会を発足。昭和7年に許可を受け、この時点で改田の許可を受けているわけです。翌8年、石打村関山発電所放水路を基点とし、藪神村天神川にいたる幹線道水路をはじめ700ヘクタール余りの測量が行われ、昭和9年に測量の完了を見ました。その後、国史事変、太平洋戦争の中で昭和17年に奉地開発営団の手に移り工事を施工、終戦直後石打地区内の水路用地買収の紛糾に起因をし、進駐軍が換地をすところとなったと、こういうふうになっております。その後、昭和22年から農林省の直轄工事となり、昭和26年土地改良区の設立、昭和33年の四日川以南の完成が見られた。こういう歴史があるわけです。この他にも土地改良改善事業にはそれぞれこの地域は大きな歴史があるわけでありまして。

さて石打から信濃川の合流までの水利権でありますけれども、南魚沼郡の塩沢町に4箇所、南魚沼市に8箇所、魚沼市と北魚沼郡に8箇所、合計20箇所あるということでありまして。主なものは一番上流で塩沢東部土改の魚野川幹線用水路が、聞き取りですので一部間違っているかもしれませんが、2.64トン、これよりちょっと早いんではないかと思うんですが、聞き取りでは昭和54年の9月の水利権取得だと。その下に塩沢町土改の堰が3つあります。上一日市の頭首工、古峰堰、上原堰ですか、これは慣行でとっていた水利権で、も

ういつからというのはわからない。もう古い慣行のを改良しただけの頭首工だと。その下が今言った西部幹線用水路で昭和28年の2月4日に初めての水利をとっていると、これがその時に3.24トンと。その下に六日町、今は南魚沼市になりましたけれども、流雪溝の頭首工がございませう。これが1.393トン。その下に宇津野用水域1.463トン。その下に、これが大和郷で5箇所あります。二五堰、甲堰、乙堰、魚野川取水口、五箇堰。古く不詳、明治初期、明治中期、明治以前、新しいもので昭和43年6月5日、これが魚野川取水口、こういうふうになっております。これだけ古くからの歴史が続いているこの地域の水利権であります。

長々とう余計なことを述べてきましたけれども、それぞれ歴史の中で事は進み、許可がなされ、そして開発が進んできたところとございませう。清津川の自然、生態系を無視してよいとは決して思いませんが、魚野川水系は魚野川の水と90年前からいただいた清津川の水で全ての地域の開発、住民生活が計画され、許可され、そしてその中で住民の生活が営まれ、経済も廻って来たのであります。中里村はことはどうあれ90年前、発電に水利権を与えることに同意をし、その後むこうも桔梗ヶ原頭首工だとか、東洋一の用水ハウテイを持っていると言われる、清津揚水機場など、いろいろなところで取水し、土地改良改田事業が進められ、その中で住民生活が営まれ経済が廻って来たのであります。

そういう状況の中で自分達の歴史はさておき、今になって「全量を返せ」ということはあまりにも一方的と考えるのは私1人でしょうか。今の世の中は、さっきも言いましたけれども、自然保護が第一に扱われるということは時代の流れであり、今までの開発優先は反省していかなければならないと思ひますし、最大限自然を取り戻す努力は大いに必要というふうに私も考えております。しかし今までの歴史と住民の生活、与えられた権利ということも考えながら進むことも非常に大切なことではないかと考えます。そういう意味で中里村から東京電力への水利権全量返還問題というのは、南北魚沼地域の住民にとっては非常に大きな問題であると言わざるを得ませう。またこの問題は中里村と魚野川流域の市町村だけが話合っで決めることではなく、当然の権利を守るということを考えながら自然環境と生態系のこととも考慮しながら、国土交通省と東京電力が決めて、お互いの理解を得ることが基本だというふうに考えております。

またこの12月10日の新潟日報の報道を見ますと、「清津川取水問題、中里村東電案を拒否、環境無視、誠意ない措置」こういうふうに出ております。皆さんも読んだと思ひますので、時間もあれですが、一応、一部分読ませてもらひます。「東京電力の取水発電により清津川が渇水状態となっている問題で、東電は9日までに来年末に控えた水利権更新後の放水量案を中魚中里村に示した。しかし同村側は河川環境を無視した誠意のない措置として回答の受け取りを拒否。東電が10日に予定していた同村での説明会も中止となり、両者の溝は深まる一方だ」こういうふうに出てあります。それで、維持水量が流域面積約100万平方キロあたり、年間平均毎秒約0.34トンと、こういうのが国が示すガイドラインだけれども、それを上回る数字を計上したけれども中里村では四万十川の例を挙げて、3倍を返せと、こ

うという言い方をしているけれどもあくまで全量返還を求めると。こういう収入役の弁が書いてあります。対立の深まりを不安視する水利権許可権者の国、国交省、北陸地方整備局は学識者などによる流域協議会設立も検討。両者の歩みよりを促したいというふうに言っております。学識経験者を入れた会で決めるということではありますが、まあこの辺は報道だけですので、後で教えていただきたいと思います。

そこで以前六日町長として対策委員長も務めた井口市長として、この問題について国土交通省、東京電力株式会社、南魚沼市内土地改良区、中里村、ちょっと通告には書いてありませんけれども、魚沼地域の漁業協同組合等との交渉の経過と現状の話し合いについてのことを、お伺いをまず1点いたします。

次に前段申しましたが、私は水利権とは、違う水系に水が流れるということだと思いますけれども、市長はどう解釈をしますか。90年前の大正12年に水利権をいただいてから世の中は流れ、その中で住民生活が営まれてきている。別水系に水が流れることを悪者のように言っていますけれども、今さら「全量を返せ」とは自分勝手のことと考え、言わざるを得ませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

もう1点、今後このことに対し、新市長としてどう対処し、どう決着をしていくお考えをお伺いをいたします。

その3点を通告しておきましたけれども、通告にありませんが、もう1点、お聞かせをいただきたいと思います。平成15年9月9日に行われた「清津川の水は清津川に返せ」という清津川水フォーラムという会が向こうの方で行われたそうです。その後援団体に地元新聞社の十日町新聞社、週報十日町、十日町タイムス社、津南新聞社と、この地元の新聞社に名前を連ねて新潟県全域を販路にしている私どもの県民の新聞とも言っていいとも思われる新潟日報社が入っていますが、このことについて市長はどうお考えになるかお伺いをしたいと思っております。

私は源流に近い我々の地域、水量の少ない中山間地の水利権というのは、先祖が残してくれた大切な権利で万劫末代に引き継いでいくことの必要な財産であるというふうに考えております。その財産を一旦放棄したら、自分の地域だけの問題ではなく、それを元に戻すということはその相対する地域の生活も元に戻すということをお互いが認識をして進んでいかなければならないというふうに思っております。そういうことからお互いの立場も理解しながら先祖の功績も無駄にすることなく、取り組んでいくのが、これから市長として舵取りをしていく井口市長にも大切なことではないかということをおなりに最後に申し述べて私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 中俣誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市 長 中俣議員の質問にお答えする前に、先ほど、笠原幹夫議員からの被害額の件についてお答えをさせて申し上げます。これは住居のみでありまして、店舗、土蔵、倉庫これは除いてありますが、現在こちらである程度、目視等で、本当の概略の数字ですけども、おさえてある数字が六日町で1億1,020万円、大和地区で2億4,125万、合わせまし

て3億5,145万という、あくまでもこれは目視による数値でございますけども一応そういう数値がまとめてありますので、一応ご報告申し上げます。

#### 1. 清津川水系よりの水利件について

それでは中侯議員の質問にお答えをいたします。この水利権の経過については、おっしゃるとおりでありまして、大正3年に東京電力、ここに発電用水として清津川の水が6.121トン、入ったということから始まっております。その経過の中はそのとおりでありますので、ご質問にのみお答えを申し上げます。現状でありますけれども、11月29日午後5時15分過ぎ頃だったと思います。東京電力(株)の用地部長他数名が来庁いたしまして、この「湯沢発電所取水制限流量(素案)検討書」により説明を受けました。これは私たちに来る前に中里さんに行って説明を申し上げてきたというところでありまして、この数字につきまして、今まだ中里さんがこれで承知したということも申し上げておりませんし、いろいろまだ紆余曲折あるかも判りませんので、数字はちょっと申し上げませんが、翌30日に国土交通省、北陸地方整備局の三石調査官がおいでになって、国土交通省としての考え方もおっしゃっていただきました。これは、国土交通省は過去19年間の魚野川の水量のデータを持っております。これで西部開田幹線用水のかんがい期における正常流量を下回る日数、これ19年間で現況実績では0.7日あったということです。それで、この今の東京電力(株)が今度は申請をしております数値をここに当てはめると、この影響日数が0.1日増加して0.8日になるということです。ということですので、先ほど議員おっしゃった100平方キロあたり0.3とかですね、そういう数値をちょっと上回る数字を提示して来てるということでありまして、それで、この数字につきまして、私どもは、0.5以内くらいであればですね、全体で承知をしましょうというような内々な話をしてきましたが、当然のことながらそれを上回ったということでありまして、国交省にそのいわゆる不足水源についてどう考えているんだということを申し上げましたら、かんがい期に水量が不足というようなそういう状況が出た際には、上流に湯差ダムがございます。電源開発の持ち物でございますけども、ここに放流を要請していわゆる湯水を防止すると。それから取水制限水量、これは中里側へ流す水ですけれども、それについてもそういう緊急時には配慮して、例えばそれは半分ずつこう流すとかですね、そういう処置も講じます。そういうことの中で、一応私としては了解いたしまして、これはいつだったですかね、12月6日に直接関係のあります塩沢東部土地改良区、それから塩沢町の土地改良区、南魚中央土地改良区、大和郷土地改良区この理事長さん方からお寄りいただいて、この方たちにもまだ数値は発表してありません。こういう状況で、状況としては今言ったその影響日数がこのくらい出るということ、そういうことを申し上げて、「それであればまあまあ内々いいだろう」ということでありました。ただ中里さん側が12月10日の東京電力(株)の説明を拒否しましたので、これはまだ今、全く宙に浮いたままであります。

それで、今後は、先ほど議員おっしゃいました国交省が学識経験者等を組織したその会を設けてということをやっていたんですが、これは全くの何て言いますか誤報でありまして、中里村がそういう要請をしているということでありまして、先般、中里村の村長からおいでいた

だきまして、「こういうことでどうだろう」と申し上げましたので、「いや私はその前に、そういう学識経験者や学者さんたちの組織をする前に、県がきちんと調整に入ってもらわなければならない」と。「ですので新潟県の調整であれば私たちは受けます。今のところはそれ以上のことは言えません」ということで、一応来年のなるべく早い時期に、県の方に中里村長さんと出向いて、県の斡旋を求めているということでもあります。今、一応そういう流れになっております。

考え方は議員おっしゃったように、もう元々がその水をいわゆる魚野川の流量として、そして取水、水利権をいただいておりますから、それ以前のその慣行水利権ありますけれども、西部開田から始まりまして、そういう部分は全くその水があるという前提で水利権をいただいているわけですから、これを「全量返せ」なんて話は全くもって、何て言いますか私たちには理不尽にしか聞こえないということでもあります。ですので本当にそういうことを求めていくのであれば、我々もやはり断固として戦っていかなければならないということです。なお、魚野川の水のやっぱり確保、慣用、これらについてもやはり私たちはまたそれなりの努力をしていかなければならないと思っております。魚野川に水がいっぱいあれば、こういう問題も生じないわけでもありますので、極力、水の慣用、水利の慣用等に努めたいと思っておりますが、それらの具体策についてはまだ出てまわっておりません。

そんな流れでございまして、この「清津川水フォーラム」に新潟日報社が入っていたということではありますが、私はそれは別に何て言いますか、水フォーラムでありますから、清津川の川が綺麗になったり、あるいは生物が住めるようになったり、というような方向も含めた、その中に若干のことがありましたけれども、どこの新聞社がどういうふうに入っていたということについて特別問題視する必要もないと思っておりますし、それはその新聞社の考え方と、それから要請された方のまた考え方ということだと思っておりますので、特段問題にすることではないというふうに私は思います。

それから水利権の数字で若干私どもの認識と違ったものがひとつありましたので、申し上げますが、この南魚沼中央土改の魚野川頭首工から取水される水利権の最大取水量が、議員は3.24と申されましたが、私どもの調査では、742ヘクタールの3.2というふうになっておりますが、これはまたいずれどちらかが正しいかでありますけれども、こういう場がありますので、数字の一人歩きがされると困るなと思い、一応こちらの数字も申し上げておきますので、またよろしく願いいたします。以上でございます。

中俣 誠君 1. 清津川水系よりの水利権について

ちょっとじゃあ、再質問をさせていただきます。あの3.20と3.24の違いは、私が中央土改に出向いて、事務長さんから聞いた数字が3.24トンという聞き取りをして来たもので、資料では3.20になっておりますけれども、つい最近取水、あれを替えたというような、その都度少しずつ変わってくるんだという説明を土改さんからはいただいて、今回。ただ、その辺は何でも多少の違いはここで問題視することじゃないですんで。

今市長のお答えのように、私どもは私どもとして、向こうの自然生態を壊すようなことは

やっぱり避けてやらなければならないと思いますし、最大限協力できるところはしてやらなければならないと思いますので、そういう考えを否定するわけじゃありませんが、やっぱり私どもの権利というのは権利できちんと主張しながらやっていく、という抱負を聞かせてもらいましたので、是非その方向で進んでもらいたいと思います。私もやっぱり第三者、学者等を入れた人たちを、これは誤報だということで安心しましたけれども、やっぱり国交省と東京電力と私どもも含めた納得のいけるように県も一緒になって考えていくべきで、ややもすると学者だとか何とかですぐ片付けようという方向には私も進まないで、市長の考えのようにやっていただければありがたいと思いますので、そのことももう1回申し添えて止めておきたいと思います。

市長 1. 清津川水系よりの水利権について

あれは日報さんに載っていたんでしょうかね。翌日、国交省の調査官から電話がまいりまして、「私どもはそういうことは一切申し上げておりません。中里村さんがそうしたいということを行っている」という、そういうことでありますので、書き立てがどうであったかちょっと私は見ておりませんでしたので。

それから後段につきましては全くそのとおりでありますので、これからもやはり理不尽なことに負けないで、きちんと私たちの水は私たちが確保する、そういう立場に立って皆さんと一緒にまた行動させていただきます。新潟県から当然斡旋をしていた知事もですね、先ほどちょっと申し上げましたが、平山さんも「私が入って決着していきたい」ということを申されていたんです。ところが数値が示されなかったものですから、そうならなかったんです。これからまた知事、あるいは農水部長等に24日にまたお会いした際には、またお話をしていきたいと思いますので、またご支援をよろしくお願いいたします。

議長 以上で中俣誠君の質問を終わります。次に質問順位25番、議席番号11番・牛木芳雄君の質問を許します。

牛木芳雄君 1. 「新たな食料・農業農村基本計画」をどのようにとらえ、我が市の農政を展開するか

一般質問を行います。「新たな食料・農業農村基本計画」をどのようにとらえて南魚沼市の農政をもっていくか、それについてであります。ご承知のように99年の7月に基本法が制定をされました。それを受けまして、翌2000年3月に基本計画が作成されました。今その基本計画の見直し作業が進められております。そして来年3月には閣議決定をされて新しい基本計画が示される、こういう運びとなっているわけであります。現在その中間的に、論点の整理が行われて、これがたたき台となって今、多くの議論が行われているわけあります。まだ正式に決定はされていないわけありますけれども、大まかな方向が出てまいりました。そして来年、あるいはそれ以降の私たちの営農計画、多きに関わってくるわけありますから、現時点での以下に挙げる考え方について伺いたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

まず第一番目に、最大の目玉としている品目横断的な経営安定対策についてであります。

2007年度に実施を向けて、その議論が白熱をしているわけではありますが、今までのように例えば、大豆は大豆、あるいは麦は麦、こういったような補助金ではなくて、一戸の農家の経営として、例えば私たちのような水田作であるならば、麦やあるいは大豆、これに限定をいたしまして所得の変動が起きた時に支援と、大きく作用した時に支援するこういう制度であると、私は認識しているわけではありますが、これは「複数の作物を組み合わせる農業経営をするんだ」「これは適当である」というふうに言っています。言うなればこの雪深い南魚沼の地の稲作単作地帯において、あるいは非常に粘土質の多い土壌、あるいはまた排水の悪い水田で、こういう稲作態勢を決めながら、有効的な作付けをすることができるかどうか、可能であるかどうか私はいささか疑問である。懸念を抱いているわけがあります。

例えば私たちが行っているような加工米、あるいは稲を作付けをしないで生産調整をする額縁転作、こういうような生産調整の手法には、この対策は対象にならないのではないかと、いうふうに思っていますけれども、どうでしょうか。全国の一般的な営農形態、これを念頭に置いた政策ではないかというふうに、私は考えているわけがあります。そしてこういう、この経営安定対策に、安定対策の対象になる方々、これはおおよそいかほどのかな、というふうに思っているわけですが、おおよそどのくらいの人数にあるかをお聞かせいただきたい。

それでこの人数でありますけれども、2番目の質問に入るわけではありますが、この対象者は現段階の中では担い手に限定をします。この担い手の捉え方が極めて重要な意味を持っているわけでありまして、この審議の中で農水省では、範囲を小さく、そして強く絞り込みたい、このようにしているわけがあります。しかしこれに対しまして、JAはじめ、生産者団体、あるいは私の所属している農民組合団体等におきましても、地域の実態に即した、柔軟な対応、柔軟な対応を望んでいるわけがあります。こういう考え方と農水省の極めて小さく絞った考え方、限定をする考え方、大きく意見が対立しているところであります。で、農水省はこの担い手、この担い手を認定農業者、これを基本にするというのが基本の考え方でありまして、市としてはこの担い手をどういうふうに捉えていくのかをお聞かせいただきたい。この担い手のとらえ方によっては、就業農家といわれる方の皆さんでも、対象にならない農家が出て来る可能性が多分にあるわけがあります。いずれにいたしましても市内3,700戸の農家、この農家のごく一部の、あるいはごく限られた皆さん、これしか対象にならない、こういうことでございます。

私がかねてより、その集落の中には様々な経営態が存在することが一番ベターだというふうに考えておりました。ですから例えば今巷で言われていますように、この面積が4ヘクタール以下だ、4ヘクタール以上だというふうに、まことしやかに言われているわけですが、私はこういう考えではまかりならんというふうに思っております。市長はどのような考えでおられるか、この「担い手」の基準についてお聞かせいただきたいと思っております。

3番目に入りますが、株式会社の農業参入の問題であります。今回の論議の中で、農地法の改正がほぼ固まった、このように伝えられております。で、そのひとつには、農地の取得

の加減面積が今までの50アールから市町村の判断で、まあ緩和をして、10アールくらいまでは断続的に引き下げられるようであります。今までの50アールから10アールに引き下げられるようであります。2つ目には、株式会社の農業参入が可能になるということであります。これは、リース方式、賃貸借でしょうかね。リース方式で、農業経営の参入があります。この2つの改正は、今のところでは耕作放棄地等が見込まれている、こういう懸念が大きいところに限られるようでありますけれども、いずれにしろこれが突破口となって、なし崩し的に株式会社が入って来るということは、私は待たないでであるというふうに考えているわけであります。

私はこれには反対の立場であります。かねてより市長は、井口市長は株式会社の農業参入、賛成論者であります。以前私がこの問題について当時、井口町長にこういう問題について農業参入はどうかという質問に対しまして、「山間地や耕作放棄地で株式会社の農業参入は採算の面から、当地においては心配することなかろう」というふうな答弁をいただいたように記憶をしているわけでありますけれども、現在この市内において、そういう株式会社が農業参入にして来るような可能性のあるところはいかほどあるか、所見をお伺いしたい、というふうに思います。

4番目でありますけれども、2005年度の生産調整であります。先日、県の方から生産目標数量の配分がありました。報道によるとこの24日に各市町村に配分があるようであります。市長は前の答弁でも申し上げましたけれども、市内の全ての水田に稲を作付けしたいと、全部の田んぼに稲を植えたいと、こういう思いが強いようであります。私もこの考えには大賛成であります。この手法として、地域間調整があるわけであります。特に六日町地区の農家は、このいわゆる六日町方式、長年培ってきた六日町方式という生産調整の手法に慣れているわけであります。この地域間調整の獲得に大きく努力をしていただきたい。

今回の新潟県中越地震の被害が起きたわけであり、こういう市町村が沢山あるわけでありますが、これらの市町村は、物理的作付けが困難である。先ほども1,500ヘクタールとかいう話がありましたけれども、しかし、県はそのままそういう被害を受けられた市町村に生産推量の割り当てを配分するようであります。この配分された数量を地域間調整で消化する。これを、県も勧めているわけでありますから、これらの面積を活用した中で、有効的に地域間調整をしながら、作付けを進めていきたいと、このように考えているわけであります。この被災地域の市町村との地域間調整、早い時点から一部の皆さんも、あるいは私もそういうふう感じていたわけでありますが、被災者感情からして、なかなか早くに手を挙げることはできないというふうに思っていたわけでありましたが、しかし今回やはり県がそういう方針を打ち出して来たわけですから、私はあまり遠慮をしないできちんと申し上げるべきだというふうに思っております。積極的な対応をお願いしたい。このように考えているわけであります。この4点についてお伺いいたしました。よろしくお伺いいたします。

議 長 牛木芳雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市 長 1. 「新たな食料・農業農村基本計画」をどのようにとらえ、我が市の農

政を展開するか

牛木議員の質問にお答えいたします。最初にこの品目横断的な経営安定対策はどのようになるか、またこの対象者はいかほどかということでございますけれども、おっしゃったように農水省が2007年度の導入を目指して検討をおこなっております、品目横断的な経営安定対策の内容は、現在、水田作及び畑作毎に実施をされているというところでありまして、この助成を見直して経営全体に着目し、諸外国との生産条件格差の是正対策と収入・所得変動緩和対策を実施し、安価で輸入される外国産農産物に対応できる、足腰の強い担い手の育成を目指す、ということだと思います。

ただこの支払い対象となる「担い手」の定義づけをめぐって、この範囲をできれば絞り込みたい農水省側と、地域実態に合った柔軟な要件、これを求める農業団体が今対立をしております、絞り込みができておりません。来年3月に見直される食料・農業農村基本計画には、具体的な要件は盛り込まない。そしてこの具体的な取り組みと合わせて、担い手の要件は来年秋の制度設計の段階で決定すること、ということになりますので、若干先延ばしになっているということでもあります。それで、この段階で、市で対象となる担い手の数についてはまだわかりません。そういうことではっきりしていませんので。ただ現在実施をされております新たな生産調整で新設されました担い手経営安定対策には70名の認定農業者が対象となっております。

また何を基準に「担い手」とするかということでもありますけれども、これは農林水産省側は経営安定対策の要件となっている認定農業者4ヘクタール、集落営農組織20ヘクタールよりも水準をこう高くする、したいと、こういう考えのようですけれども、私たち中山間地域はこれには全く馴染まないということでありまして、これはやはり経営規模で3ヘクタール程度が、適当ではないかという考えを持っております。これらを、市長会等を通じて国に要請し、また折衝していきたいということでもありますので、よろしくお願いいたします。

農地法での株式会社の農業参入であります。今、現実としてこの市内に、参入を予定している会社があるということは一切聞いておりません。この構造改革特区でやったこの遊休農地の解消が、ある意味評価をされたということでありまして、これを全国展開する特区を決めて、いわゆるリース方式ですね、一般の株式会社も農業経営に参入できるという方向になっていくようです。私は前々から申し上げておりますように、このことは賛成であります。ただ厳しい条件が付くということ、これは前に申し上げたとおりでありまして、やはりこれからの農業経営を考えますと、担い手やそういうもので全部やっていければいいんですけども、後継者がいないという部分も出てきます。それからその遊休農地等も散見をするようになったという時になりますと、やはり株式会社という組織で農業を営むというのは私は決して悪いことではない。ご心配なさるような会社がつぶれて、あとは皆そのまたいわゆる荒廃地になるとかですね、会社が産廃を捨てて駄目になるとか、そういうことは現に法律やそういうことで規制ができるわけです。ですので本当にきちんとした、規制をかけた上での、何て言いますかね、その企業が、企業がやっぱり農業に参入できる、それだけ農業も魅力あ

るものだという、そういうことを解っていただくためにも、私は非常にいいことだと。ということで規制をきちんとした上での参入については賛成という立場はまだ、まだというかずっと崩さないと思いますけれども、今のところ当市にそういう予定は一切ないということで伺っております。

来年度の生産目標と地域間調整の見通しであります。生産目標はこれはもうご承知だと思いますので、くどくど申し上げませんが、全体としては6万トン減の851万トン。新潟県には実績が評価されて、5,490トン増の59万2,800トンということであります。これをいろいろ勘案をしまして、わが市にじゃあどれだけまたいっぱいこう割り当てが来ていただけるかとこれは生産の方ですよ。あの昔の考えじゃないですけど先ほどどなたかの質問にもお答えいたしました、本来は「5パーセントくらいが」という思いはあったんですけども、今の状況ですと2パーセントから3パーセントくらいの増であろうというふうに思われます。

それで地域間調整ですけれども、この被災地の作付け不能が約1,500ヘクタールにのぼっているということをご承知のとおりありますけれども、当然この魚沼米の生産量を確保するという観点の中から、魚沼米改良協会等が中心になって、魚沼地域での地域間調整を行う方向で協議が今されていますので、そういう面積が決まり次第、当然私たちも生産できるんだということですので、なるべく多くの面積をいただきたいということは、改良協会や県の幹部の方には申し上げてありますので、ご了承いただきたいと思っております。

また来年度から今度はこの地域間調整、今までいろいろやってきましたが、今年48ヘクタール程度の、県内の地域間調整に留まっております。全国展開はいたしました、なかなか応じていただけないという、この実情はお話申し上げたとおりであります。来年からは大和地域でもこの地域間調整に取り組んで、そしてこの地域間調整をなるべく拡大して、先ほど牛木議員がおっしゃっていましたように、とにかく水田には全て米を作付けしたいと、この方向に向かって一生懸命努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

牛木芳雄君 1. 「新たな食料・農業農村基本計画」をどのようにとらえ、我が市の農政を展開するか

有難うございました。それで「担い手」なんですけれども、市長は今「3ヘクタールくらいが良からう」というふうな話でありましたが、国の方では面積で言うなれば、やっぱり4ヘクタール以上くらいというふうな、そういう話をしているわけですが、それはやっぱりきちんと地域は地域の実態で、見合ったような方向へ行ってもらわなければ困るわけですが、そこをやっぱり、この市の農政ですから、そういう面できちんと意識を持ってやってもらいたいというふうに思っています。

それでその品目横断的な経営安定ですが、これはやっぱり稲作と麦とか、稲作と大豆とか、こういう組み合わせ、これはきちんと農林水産省が資料を公開しているわけですし、稲作についてはこれですよ、今までのような、例えば茄子と稲とか、西瓜と稲とか、こういうものではやっぱり駄目なんですよね。蕎麦でも駄目なんです。水田作は麦、大豆」きちんと限

定をしているというふうに私は感じているんですが、その辺が私はこの南魚沼市の水田農業にきちんと機能するか、これやっぱり問題だと思うんです。これをもう1点お願いいたしたいと思います。

それから例のその被災地との地域間調整であります。これは、11月15日のさっきの話じゃありませんが、日報の社説の中で新潟日報はきちんと提言をしていたんです。被災地の皆さんは相当面積が作付けできないところがあるが、なければ地域間調整で、日報は3万円って言うてるんですね。私たちの市の場合は3万5,000円をお支払いをしようという、今意識が、意欲があるわけですね。そうすると非常に可哀相ですけども、作付けできないところは、ただ単に耕作をされないばかりか、地域間調整すれば多少なりとも、お金が入って来て、これが全体、経営農家の、被災された農家の経済的支援になる、というふうに提言しているんです。私もこれはいいことだというふうに思っていますし、前者の市長の答弁の中では、「火事場泥棒的にいかないんだ」というふうな話でしたけれども、もう年が明け、2月3月になるとすぐ営農計画に農家は入るわけですから、そういう面で、これはやっぱり積極的にアプローチしても、私はもう悪くないなというふうに思っているんですが、お願いしたいと思います。

これに関連をしてですね、今各農家に、作付け希望面積というものが、提出を求められているわけですけども、地域間調整を最大限に利用しながら、今、市長が言ったように六日町の中の地域に、水田、水稲地域に作付けをしたいという考え方があるんでしょう。そういうことで希望をとっています。だがもしこれが、地域間調整が作付けする時点で間に合わなかった場合には、青刈りをして下さいというふうな、厳しい文句が書いてあるんですね。で、農家の皆さんは「青刈り」という言葉で、やっぱり二の足を踏むという可能性が、私はあると思うんです。事実、週明けの月曜日でしたか、農林課の分室の窓口には大勢の農家の皆さんが解らないで来ておったようですけれども、やはり早め早めに地域間調整の面積を確保して、よもや植えてから「青刈りをして下さい」というようなことのないようにやってもらいたい、というふうに思っているんですが、これについても所見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

市長 1. 「新たな食料・農業農村基本計画」をどのようにとらえ、我が市の農政を展開するか

この品目横断的な部分のその品目部分については、私が承知をしておりませんので、担当課長が、今どういう内容を示されているということだけ説明を申し上げます。後段のこの地域間調整でありますけれども、私が申し上げたのは個々の町村に行つてですね、その皆さんの作付けされない所をおらにさせるという、そういうことはできませんと。ですからもう就任直後に県の方にも行ってありまして、県の技官にもお会いして、そういうことでお願いしたいと、「それはまた県がきちんと中に入ってやりますから、個々の動きはどうぞひとつ慎んでいただきたい」と、そういうことなんです。ですから、言葉は悪いですけども、あんまりそういうふうに個々には折衝しませんが、先ほど申し上げました、県、そして魚沼米改

良協会、JA、いろいろな中で「本当に私どもの所で作付けをさせていただく」と。そして「3万5,000円払って、少しでも、被災地の皆さん方が足しになれば」と、そういう思いも込めてやりますので、「青刈りを」というのは、それはあの万が一、10万分の1くらいのことを考えて、役人ですからそういうことを書いて出したんでしょうけれども、まあまあ大丈夫だと思っておりますが、担当課長の見解もここでちょっと聞いてみて下さい。

農林課長 1. 「新たな食料・農業農村基本計画」をどのようにとらえ、我が市の農政を展開するか

まず、品目横断的な経営安定対策についてでございますが、今、市長の方からも話がありましたように、中間論点の中である程度示されたものが今、経営部会で転向されているわけですが、残念ながら詳細は現在決まっていないという状況でございますが、考え方的には牛木議員さんがおっしゃったように、水田作とまあ畑作というような2本立ての考え方を持っております。先ず水稲作につきましてはあくまでも自給調整、米の自給調整をとってくる、当然入ってくるわけでございますけれども、その前段には自給率の確保というようなものがありまして、米だけでなく、その他の野菜類等についても自給率の向上を図りたいというような中で、水稲プラスその他の畑作物ということになるわけですが、ここでは言われたとおり「麦」と「大豆」を自給率の向上を計りたいということで、国の方ではその助成の対象とする要件として、「水稲プラス麦・大豆」ということになっております。ただこれにつきましても、農業関係者の中には、地域によって大豆、麦がなかなか作れないというような地域もあるというようなことで、これについても「もう少し考えを緩和していただきたい」という要望をしているわけですが、今のところ、国の方で考えているのはその、2つのやり方と言いますか、「水稲プラス麦・大豆」と。もうひとつ「畑作」というようなことで、畑作につきましてはいろいろ私どものところで取り組んでおられない「じゃがいも」ですとか、「寒薯」ですとか、「さとうきび」というようなものがいろいろあるわけでございますが、それらにつきましても同じような考えの中で、単なる一般的な畑作じゃなくて、国の推薦するそういう作物について助成を絞っていきいたいという考え方を持っておるようでございます。

私どもとすれば、これは地域、私どもの地域では当然なかなかこの「麦・大豆」というのはまあ取り組んでは来ましたが、自然条件的に合わないという部分がありますので、先ほどの市長の答弁のように、市長会、また県の方を通じてですね、これらについてもできるだけ来年の9月、10月になるかと思っておりますけれども、素案が示される段階で、中山間地域の実態をふまえて、これらの内容について考えていただきたいという要望をしております。私たちとすれば、あくまでも米の価格等が下がった時に、所得の保障等をしていただきたい。ただこれにつきましても全体的というわけに行かないわけでございますので、「担い手」というものが当然必要になってくると思いますが、それらについても当地域としては認定農業者の平均耕地面積ですか、それが約3.3くらいになっておりますので、3ヘクタール程度を目途に設定して欲しいというふうに考えているところでございます。

それと「青刈り」についてでございますけれども、青刈りにつきましては旧大和町におきま

しては、今、牛木議員さんがおっしゃったように、何でもかんでもその心情的にどうも受け入れ難いというような状況ではございませんでしたので、私も文書的にはそんなに深く考えないで、これでいいのではないかというようなことで文書を各農家に差し上げたわけでございます。けれども六日町地域においては、非常にその「青刈り」というような言葉は農家感情を逆撫でするとというようなことであれば、もう出してしまったものですから、今、換えるというわけにはいきませんが、来年以降については考えたいと思います。ただ現実的に地域間調整は口で言うのは簡単なんですけども、なかなか難しい部分がありまして、先ず県外の方からこちらに買って来るとするのが非常に難しい状況になっております。したがって、  
「もしも希望される面積が確保できなかった場合」ということで、農家の皆様に事前をお願いをする、ということで文書的には適切かどうかちょっと分かりませんが、「青刈り等で対応していただく」ということで記載させていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 以上で牛木芳雄君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わりますが、ここで総合市民課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総合市民課長 15日に種村俊夫議員から国保の質問の中で、「資料の提出ができれば」ということで答弁をさせていただいたところでありますが、まだまとまってございまして、申し訳ありませんが提出できません。ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 日程第2、報告第5号 市町合併調査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長 (報告を行う。)

議 長 ただいま事務局長、報告のとおりであります。市町合併調査特別委員長、和田英夫君からごあいさつをいただきます。登壇願います。

和田英夫君 今ほど市町合併調査特別委員長に選任いただきました和田英夫であります。いずれにしましてもちょっと大きな南魚沼市という港に向かって進もうということでありますが、海が荒れて4万5,000人の南魚沼市に引き返すか、ことのほか海が荒れないでスムーズにいくか、皆さん方のご指導とご支援によりまして、また市長以下の執行部の気持ちも考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、特段のご指導をお願いしまして一言、あいさつといたします。よろしく願います。(拍手)

議 長 以上で市町合併調査特別委員会の正副委員長の選任報告を終わります。

議 長 日程第3、第19号議案 南魚沼市・塩沢町合併協議会の設置についてを議題といたします。

本案については提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第19号議案 南魚沼市・塩沢町合併協議会の設置については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

異議がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第5号議案 南魚沼市八色福祉の家条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第5号議案 南魚沼市八色福祉の家条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第6号議案 南魚沼市合併振興基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 一般予算会計予算にもあったわけではありますが、この14億円相当あると思うのですが、最終的にはこの基金というのはどれくらい積み込むつもりなのか。そしてこの14億円なら14億円で基金運用といたしてもこの金利情勢ではありますが、どれくらい

の運用益を想定しているのか。またそれは何に使うのか。一つお聞きいたします。

企画情報課長 基金の額が14億7,140万円、全額積み立てていく予定でございます。総額をすべて積むという内容です。それで基金の金利は今、普通金利ですと非常に微々たるといえますか。1パーセント程度の利率ですので、1年間積んだとしても約15万円にしかならないわけです。ここに繰替運用という項目があるわけですが、そういった中で、有効的に金利が付くように収入役さんの方からまたいろいろの運用方針で、その生ずる利益を一般庶民が有効的に使われるような営業費用に当てたいという内容でございます。(「0.01パーセントでは」の声あり)

0.01パーセントです。

岡村雅夫君 15万円ほどの運用益であるとしたならば、私は基金に積んでまでこういった運用というのは無意味だなと、これは一般会計でやれると私は思います。

それから繰替運用をどれくらい見込んでいるのかというのが一番問題なわけでありまして、そこが明確にならないとこの14億7,000万円というのは要するに借り入れですからね。いくら70パーセント、後年度交付金で算定されるといいなながらも、やはり無駄なことをしてはならないというふうに私は考えるのですが。こういった運用をし、どれくらいの効果を見ているのか一つお聞きします。

また、14億7,000万円というのはこれを実際取り崩すときに、これは一般会計に使うのか、ようするにこういった取り崩し方になるのか。その辺を一つお聞きいたします。

収入役 繰替運用の関係がでましたので私の方から若干補足させていただきます。各基金それぞれ同じような内容になっておりますが、現在は基金の積み立て利息が非常に安い、低金利ということになっております。そういうことで今、収入役の方といたしましては第5条に書いてありますように繰替運用をできるだけやまして、各会計の中で一時借入金をできる限り少なくしていこう、というやり方を今とっております。そんなかたちの中で現在、各基金を管理している状況でございますので、この基金につきましても同様な考え方でいきたいというふうに考えております。

それからこれは私の方ではないかもわかりませんが、この基金のなんといいいますか県・国の方からくる部分につきましては、基金で運用を管理するということで交付されていると思っておりますので、やはり基金条例の制定が必要ではないかなというふうに考えております。

岡村雅夫君 今、答弁になっていないと思うのですよね。繰替運用をして、要するに一借りをしないためということになりますと、これは合併振興とか特例債という分野としては外れると思うのですよね。要するに各会計が一借りをして借金をし、ようするに利息を払わなくて良いという考え方なのか。私はこの基金として運用益を出すということになりますと、繰替運用をした方が得だから、ようするに15万円の予定よりも30万円、50万円になるからそれを利用して何らかの利用をしようとしているのか、その辺が明確ではないのですよね。ただ各会計が楽になるための基金だというふうに今の説明だとなってしまうのですよ。

財政課長 この基金は予算のときにもご説明申し上げましたが、主の目的は15億円と

いう基金を造成するということでもあります。それで10年間はいろいろの財政支援がありますが、10年を過ぎますと財政支援がなくなってきます。したがってこの基金も10年間は取り崩しができません。10年を過ぎたら何に使っても良いという、こういう主旨の支援ですので、そういうことですので今とりあえず当面の繰替運用とかというのは、枝葉末節のことで、とにかくこの10年間のあいだに借金をして返す部分もありますが、その7割は交付税でもらえますので、そういうことでとにかく15億円近い基金を造成させていただきたいと。こういうお願いでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 他に。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第6号議案 南魚沼市合併振興基金条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

異議がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第7号議案 南魚沼市名誉市民条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牛木芳雄君 今、総務課長の言ったとおり六日町の名誉町民条例をそっくり謄写をした条例ですね。この第4条ですけれども「市民章を贈り」と。「別に定める市民章」は六日町の名誉町民条例には記章規定があってこれこれこういう、いわば賞状みたいなものとこれこれこういう記章を贈りますよというふうにきちんと規定をされていたわけですね。今回はこれがないわけですけれども、今日明日に名誉市民ができるとは限りませんけれども、この記章規定というものはいつごろを目途に作るのかお聞かせいただきたい。

総務課長 記章規定につきましてもそう遅くないうちに規定を制定したいと思います。

考え方といたしましては、「施行に関し必要な事項は市長が別に定める」というこの部分で

運用させていただきたいと。考え方としては今までの条例のとおり記章それから名誉市民章を与える、とこういう考え方でございますのでよろしくお願いいたします。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決します。

第7号議案 南魚沼市名誉市民条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第8号議案 南魚沼市表彰条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中俣 誠君 ちょっとお尋ねをしますが、これを見ると非常に篤行表彰に厳しく、そうではない賞にやさしく、というような感じを受ける条例かなというふうに思います。別表1と2が昨日になって出てきて、なぜ条例を作るのに別表が付いてこないのだろうと思っていたわけですし、また先ほどの名誉市民条例もそういうのがついてこないな、と思っていました。それはさておきこれを見ると、これだけ厳しい世の中になってきて、寄付をしてくれるなんてこれほどありがたいことはないわけです。個人が今まで100万円の町と200万円の町が一緒になり、法人は500万円の町と1,000万円の町が一緒になって、高い方にあわせる。私は少しでも沢山もらってそして「100万円を個人がくれるというのは大変ですよ。ありがとうございます」と言って表彰状を出すと。それで役場から市役所に長く勤めて退職金を沢山もらってご苦労様でしたというのはわかるけれども、25年以上勤めた人には感謝状を出す。何か論外ではないかと私は思うわけです。それでさっきの話を聞けば、名誉市民のは「これから皆の意見を聞きながら・・・」という。これは誰かの意見を聞いたのか。私は何かちょっと違うのではないかというような気がしますが、これを決めるときの考え方を教えていただきたいと思います。

総務課長 先ほど言いましたが、この篤行表彰の個人の金額、法人等につきましては、十日町市さんと小千谷市さんを調査いたしまして、個人の表彰につきましては200万円というような表彰になっております。

このほかに感謝状贈呈規定というものも設けております。例えば個人で100万円の寄付をいただいた、法人で500万円の寄付をいただいた、こういう方につきましては市長よりの感謝状を贈呈いたしたいと。

今回の表彰規定につきましては、本来もやっておりましたが表彰審査会に諮りまして、そこで決定をしてこの議場の中で今までも表彰しておりましたが、そういう手続きをする表彰というふうに考えていただきたいと思います。

このほかに勤務年数等の短い方とかそういう部分につきましても、感謝状を贈呈する規定は設けて運営していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

中俣 誠君　　なんかちょっと歯切れ悪いようですが、確かに感謝状も書いてあるのでわかります。だけれども私が言っているのはこういうご時勢、よその市がどうであれ私たちの地域、これだけの産業と経済力のときに、あまりにも今までよりもあげることを考えないで私はいくべきだというふうに思います。それで当然勤めてきてありがとうございますというのはわかりますが、議員や職員というのはもう少し市としては市民の方を大事にするという考え方に私は立つべきではないかなという気がしますので、そこをもう一度きちんと聞かせてもらいたいと思います。

それから市となって作った条例ですので、11月1日から20年とか25年という在職が決まるのでしょうか。それともここにいる42人の市会議員は町会議員になった年からという考え方か。消防団も同じことですが、その辺をお聞かせください。

総務課長　　功績等の年数でございますが、これにつきましては通算という考え方で町の時代から引き継ぐとこういう考え方でございます。

市　　長　　中俣議員、いろいろご不満な点があるようですがけれどもこの自治功勞から始まりましてこの有功表彰の方も特別なんといいますが、町の職員なんて含まれていませんよ、表彰の方は。表彰条例はない。感謝状の贈呈はある。自治功勞者。表彰条例は議会議員、常勤特別職、非常勤の特別職、こういうことです。しかもこれはこれ以上勤めてやっとな選考の対象になるということです。こうしたからくれるということではないわけです。ところが、今までの例ですとお金を多額に寄付していただいた方も、確実にほとんど表彰条例に基づく表彰をしているということですから、市にもなりましたしそういう意味で少しレベルを上げてやっていきたいという部分もありました。

他にもいわゆる消防団長だとかあるいはいろいろの分野に対してもこれもすべて市民宛でありますから、別に議会や私たち特別職に限ったものということはありませんし、大勢の市民の皆さん方からこういう分野に該当になっていただきたいと、こういう思いで作りましたのでご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議　　長　　他に。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「賛成討論あり」の声)

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 賛成討論に移ります。

中俣 誠君 私は条例には賛成をしますが、一言、再考をしながら第1号の表彰者、感謝状贈呈者が出る前に一考してもらいたいとこういうことで討論に参加をさせていただきます。

市長の名前で感謝状・表彰状をもらえるということは非常に名誉なことで、私なんかも議員をしていないでお金があれば、少しでも寄付をして役に立ちたいと、そういうふうを考えるのは善良な市民の考え方だと思います。そういう中で議員にぜったいなくてはならないとか、いやなんだとかということをお私には言っているのではなくて、やはり篤行表彰というのは大勢の人が寄付をしてもらえるというふうに窓口を広げるべきだろうという、私は考え方があります。そういう意味で、たしかに大和町と六日町のどちらも高い方が200万円と1,000万円だったと思います。でも、低い方はどちらも100万円の500万円でした。企業が500万円出すといっても本当に大変なことだと思います。ですので条例はとおしますけれども規則は変えられるわけですので、この部分の別表の1と2の篤行表彰については、早急に見直しをして先ほど言いました名誉市民表彰なんかもまだ細かいのはできていないで条例だけ通すわけですので もう一回再考をしていただきたいということをお申し添えて討論に参加し賛成の意見を述べておきます。

議長 反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

反対討論がありませんので、採決をいたします。

議長 第8号議案 南魚沼市表彰条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第29号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をします。

第29号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9、平成16年請願第1号 WTO・FTA交渉に関する請願を議題といたします。

産業建設委員長若井達男君の審査報告を求めます。

若井達男君 (報告を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決します。この採決は起立によって行います。

平成16年請願第1号 WTO・FTA交渉に関する請願、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立であります。よって、平成16年請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をしました。

議 長 日程第10、第20号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について日程第11、第21号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について

日程第12、第22号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について

日程第13、第23号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について

日程第14、第24号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について

以上、5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 5議案一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議 長 採決は1件ごとに起立により行います。

議 長 採決します。

第20号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員の起立であります。よって、第20号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 つづいて採決します。

第21号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員の起立であります。よって、第21号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 採決いたします。

第22号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員の起立であります。よって、第22号議案は原案のとおり同意することに決定をしました。

議 長 採決します。

第23号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員の起立であります。よって、第23号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議 長 採決いたします。

第24号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員の起立であります。よって、第24号議案は原案のとおり同意することに決定をしました。

議 長 日程第15、第25号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16、第26号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第17、第27号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 休憩します。

（午後4時38分）

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

（午後4時41分）

議長 以上3件の一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決は1件ごとに起立により行います。

議長 採決いたします。

第25号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

全員の起立であります。よって、第25号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 採決します。

第26号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

全員の起立であります。よって、第26号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 採決いたします。

第27号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

全員の起立であります。よって、第27号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第18、選挙第6号 南魚沼市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長（朗読を行う。）

議長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選でおこなうことに決定をしました。

議長 お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定をしました。

議長 それでは議長から、南魚沼市選挙管理委員会委員及び同補充員それぞれ4人を指名いたします。氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 お諮りいたします。ただ今事務局長朗読のとおり南魚沼市選挙管理委員会委員及び同補充員それぞれ4人を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました8名が南魚沼市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

議長 日程第19、発議第9号 市長の専決事項の指定についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第9号 市長の専決事項の指定について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、発議第10号 WTO・FTA交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決します。

発議第10号 WTO・FTA交渉に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。まもなく午後5時になりますが、予定した議事が終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議長 日程第21、発議第11号 大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

牛木智恵美君 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決します。

発議第11号 大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、発議第12号 住民に身近な社会保険行政は自治体で実施することを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

上村 守君 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

（「討論あり」の声あり）

討論がありますので、原案に反対の意見の方の発言を許します。

駒形興一君 本意見書案に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

まず、国民年金事務が平成14年度に国に移管されてから、ただ今の意見書案のとおり確かに納付率が大幅に下がっていることは、社会保険庁六日町事務所で資料をいただき、市の年金係から資料をいただき確認をいたしました。この意見書案は全国的な数値と思われますが、当地区では平成13年度19.1パーセントから年金事務が移りまして平成14年度からは79.2パーセントと10.9パーセントの下落であります。平成15年度では78.6パーセントということで0.6パーセントと推移しております。

収納率の下落の原因を調査してみますと、いわゆる社会的弱者や低所得者の未納ではありません。事務が移管になったことによる一般の納付義務者の未納によることであることと理解いたしました。このことは何を意味するのでしょうか。

私たち国民は憲法により多くの権利を有しています。一方、義務と責任も等しく負わなければならないこととなっております。戦後60年、日本は経済成長を成し遂げ平和と反映を謳歌しています。しかし、マイナス面の一つの例を挙げますと、私どもの責任と権利と義務である大切な公職選挙法に基づく選挙の投票率が極端に下落しております。自らの権利を多くの国民が放棄している実態がここにあがってくると言わざるをえません。権利と義務と責任がイコールでなくては、国も地方も良好な運営ができないことは明白であります。長期間の平和による責任感の欠如がここにでてきているというふうを感じざるをえません。ましてや国民年金は国民皆年金の制度でありさまざまな問題があるにせよ、等しく老後の生活の支えとなる制度であり、我々の大切な権利であります。したがって法律に定められた納付金は、我々の義務と責任において支払わなければならないというふうに考えているものであります。国会議員におきましても未納者が多数出まして、多くの問題が起きたということは非常に残念に思っております。

この意見書の中で坂口厚生労働大臣の国への移管は失敗であったという発言については、必ずその後があるはずであります。そもそも地方分権一括法では戦後復興の時期にできた制度が経年疲労し、これを是正し、市町村合併も含めた明治維新に匹敵する大きな改革であります。日本の明るい将来に向けて制定されたところであります。そのことを我々多くの議員が支持をし、改革にまい進している最中でありまして、こうしたことから年金事務が国に移管したことについても一括法の中でかなり議論がなされているはずであります。したがってもし大臣がその後があると言いましたが、もし失敗したということであればそれはそ

の原因を突き止めて改善策を立て、そして実行に移すはずであると考えerわけでありす。

窓口業務が変わったからといって、納付ができないというようなことが仮にまかり通るとすれば、まさに権利も義務も責任も放棄したといわざるをえません。それらに迎合し元に返すことが果たして真の解決でありましようか。このことを考えていただきたい。事実、市の年金係と社会保険庁は今までどおり連携を密にしながら、市からの新たな申請業務、そして減免の申請等の状況報告を受け、徴収業務に携わっております。この12月2日には社会保険庁職員行動規範を策定し、行動を起こしているところでありす。その内容は10か条にわたりましてすでにホームページに掲載されております。民間の発想を取り入れられたものと思ひますが、国家公務員ゆえのまだるさは否めません。しかし一応の努力を認めその結果を期待するところでありす。

以上から本意見書案はわが市議会の意見書としては、ふさわしいものではないと考えるものでありす。特に合併に推進をまい進された議員各位のご賛同を心からお願いする次第でありす。以上で討論を終わります。

議長 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

議長 採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数でありす。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、発議第13号 地方への負担転嫁を許さず真の三位一体の改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

和田英夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第13号 地方への負担転嫁を許さず真の三位一体の改革を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、発議第14号 新潟県中越大震災に対する特別立法等の措置に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決します。

発議第14号 新潟県中越大震災に対する特別立法等の措置に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、3常任委員長より所管事務について会議規則第104条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査についての申出があります。

議長 お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長 ここで小幡教育長から退職のあいさつの発言を求められておりますのでこれを許します。

小幡教育長 お疲れのところ私のために時間をさいていただきましたことに、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

昭和31年の春、旧大和村に採用をされまして、今日で49年目の役所生活を終わろうとしています。悔いは残りません。悔いは残しません。私のために働いてくださいました職員の皆さんに心からお礼を申し上げます。

3日間の一般質問をお聞きし、議員皆さん方の新市に対する思いを必至と胸に感じました。よりいっそうのご活躍をご期待申し上げます。私は南魚沼市の一市井、田舎の片隅から皆様方の活躍ぶりをご期待申し上げます。ただ心残りなものは旧六日町の皆さんに、お顔とお名前が一致しないという言葉がございますけれども、そのお顔すら覚えずに去る、これがちょっと寂しいという気持ちでございます。お許しをいただきたいと思います。ありがとうございます

いました。(拍手)

議長 小幡教育長さんが退職にあたり、議会を代表し一言ごあいさつを申し上げます。12月24日をもって任期満了により退職されます小幡教育長さん、議会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

小幡さんにおかれましては昭和31年3月6日町高等学校を優秀な成績で卒業をされ、同年12月から大和町職員として40年間の長きにわたり勤務され、この間、学校教育課長、税務課長、総務課長を歴任されました。平成8年10月からは卓越した教育手腕を認められ大和町教育委員会教育長に就任され、南魚沼市誕生後の今日までお勤めをいただきました。

最近是全国的にも学校現場はもちろん、子供教育のあり方を巡る大きな事件が発生をしている中で、常に地域の教育現場をリードし教育行政の改革に取り組むなど、多大なご貢献を賜ったことは厚く感謝を申し上げます。今後とも健康にご留意され南魚沼市発展のためお力添えを賜らんことをお願い申し上げます、まことに簡単ではございますがごあいさつにかえさせていただきます。大変ご苦労様でした。(拍手)

議長 お諮りします。本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成16年12月、南魚沼市議会定例会を閉会します。大変長い間ご苦労様でした。

(午後5時20分)